

香川県新型コロナウイルス 対策検証WT 報告書 (令和2年1月～7月)

令和2年8月31日

1

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、1月に我が国において初めて感染者が確認されて以降、徐々に感染が拡大し、3月17日には本県においても初めて感染者が確認された。3月26日には、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いとして政府対策本部会議が立ち上がり、4月7日には東京都など7都府県、4月16日には全都道府県を対象として、緊急事態宣言がなされた。本県においても、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく措置として、4月17日より外出自粛要請を、4月25日より休業要請等を実施した。その後、5月14日は本県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、5月25日には全都道府県で解除がなされた。

その後、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、外出自粛やイベント開催などが段階的に緩和されてきたが、首都圏をはじめ都市部を中心に、6月末ごろから感染が再び拡大している。

本県においては、4月20日までに28名の感染が確認され、4月21日以降、80日間新たな感染者は発生していなかったが、7月10日に感染者が発生した。7月末時点では46名の感染が確認されている。

香川県新型コロナウイルス感染症対策検証WTにおいては、本年の年頭から7月31日までの間、香川県において実施してきた新型コロナウイルス感染症への対策を検証し、これまでの対策における課題、対応状況、今後の方向性についてとりまとめを行った。

2

1.香川県における対応の概要

3

	香川県の対応	国等の動き
1月	24日 新型コロナウイルス関連肺炎に関する庁内連絡会の開催	14日 国内患者発生1例目 30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月	3日 帰国者・接触者相談センターの設置 10日 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 21日 第2回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 25日 第3回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 27日 香川県新型コロナウイルス対策本部の設置、第1回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 28日 ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業の対応について発表 ・県内経済団体に新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて要請 ・県主催イベント等の開催基準等を策定	1日 ・入国申請14日以前に湖北省に滞在歴がある外国人、中国旅券所持外国人の入国拒否 ・指定感染症法の施行 25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定 27日 政府による学校園休校要請

4

	香川県の対応	国等の動き
3月	<p>6日 第4回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催</p> <p>11日 第2回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>17日 第3回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>23日 ・第4回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・県有施設の利用キャンセルに伴う料金の取り扱いを決定</p> <p>24日 地方自治法第174条第1項の規定による専決処分(令和元年度補正予算)</p> <p>26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置、第5回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>27日 学校における令和2年度の教育活動の再開等について発表</p> <p>30日 ・県主催イベント等の開催基準等の適用期間を延長(適用期間を4月12日まで延長) ・県有施設の利用キャンセルに伴う料金の取り扱い対象期間を延長(対象期間を4月30日までの施設利用分に延長)</p>	<p>19日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(オーバーシュート・3密を避ける)</p> <p>26日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、政府対策本部会議の設置</p>
4月	<p>1日 県内の大学・高等専門学校や企業などに対して感染拡大防止の依頼</p> <p>2日 教育活動の再開等の方針について通知</p> <p>7日 香川県知事から県民の皆様へのメッセージ ～新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令を受けて～</p> <p>8日 ・第6回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・県主催イベント等の開催基準等を改定(適用期間を5月6日まで延長し、開催時の留意事項を追加) ・県立学校の臨時休業(4月13日から4月24日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知)</p>	<p>1日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応を提示)</p>

5

	香川県の対応	国等の動き
4月	<p>12日 第7回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>13日 第8回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>14日 ・新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言 ・香川県環境保健研究センターの体制(事務部門)を拡充</p> <p>17日 ・第9回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく外出自粛の要請(5月6日まで)</p> <p>20日 ・第10回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充 ・県立学校の臨時休業期間の延長(5月8日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知) ・香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部の設置</p> <p>22日 ・第11回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・宿泊療養施設の確保(県職員等に対する教育支援は4月20日に自衛隊へ要請)</p> <p>25日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(5月6日まで)</p> <p>27日 ・第12回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充</p> <p>30日 令和2年度4月補正予算議案の議決</p>	<p>7日 政府が特措法に基づく「緊急事態宣言」発出(7都府県、5/6まで)</p> <p>16日 政府が緊急事態宣言対象地域を全国に拡大</p> <p>20日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更閣議決定</p>

6

	香川県の対応	国等の動き
5月	<p>1日 香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充</p> <p>2日 県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼(5月6日まで)</p> <p>5日 ・第13回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・新型コロナウイルス感染収束に向けた香川県における緊急事態措置等を決定(5月7日から5月31日まで) ・県立学校の臨時休業期間の延長(5月31日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知)</p> <p>11日 第14回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>15日 ・第15回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・新型コロナウイルス感染症「香川県感染警戒宣言」</p> <p>17日 香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターの開設</p> <p>22日 「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」作成</p> <p>25日 ・民間検査機関での新型コロナウイルス感染症の検査開始 ・たすけあいマスクバンクの開設</p> <p>26日 ・第16回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・感染予防対策期へ移行</p>	<p>1日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(新しい生活様式)</p> <p>4日 政府が「緊急事態宣言」を5/31まで延長</p> <p>14日 ・政府が緊急事態宣言解除の目安を決定 ・39県に緊急事態宣言の解除 ・8都道府県は特定警戒都道府県に指定</p> <p>25日 緊急事態宣言全面解除</p> <p>27日 コロナ2次補正予算閣議決定</p>

7

	香川県の対応	国等の動き
6月	<p>1日 ・第17回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第1回香川県経済・雇用対策本部会議の開催 ・香川県新型コロナウイルス対策検証ワーキングチーム等の設置(地方自治法第179条第1項の規定による専決処分(令和2年度補正予算))</p> <p>15日 第18回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第2回香川県経済・雇用対策本部会議の開催</p> <p>22日 第19回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第3回香川県経済・雇用対策本部会議の開催</p>	<p>19日 都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全国的に緩和</p>
7月	<p>10日 第20回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>13日 6月定例会にて、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算(17,869百万円余)を計上</p> <p>15日 第21回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>17日 第22回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>18日 感染警戒期へ移行</p> <p>31日 第23回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p>	<p>16日 新型コロナウイルス感染症対策分科会(爆発的な感染拡大に備えた対策を提案)</p> <p>22日 新型コロナウイルス感染症対策分科会(発症日毎のデータを初公開)</p> <p>22日 GO TOトラベルキャンペーン開始</p>

8

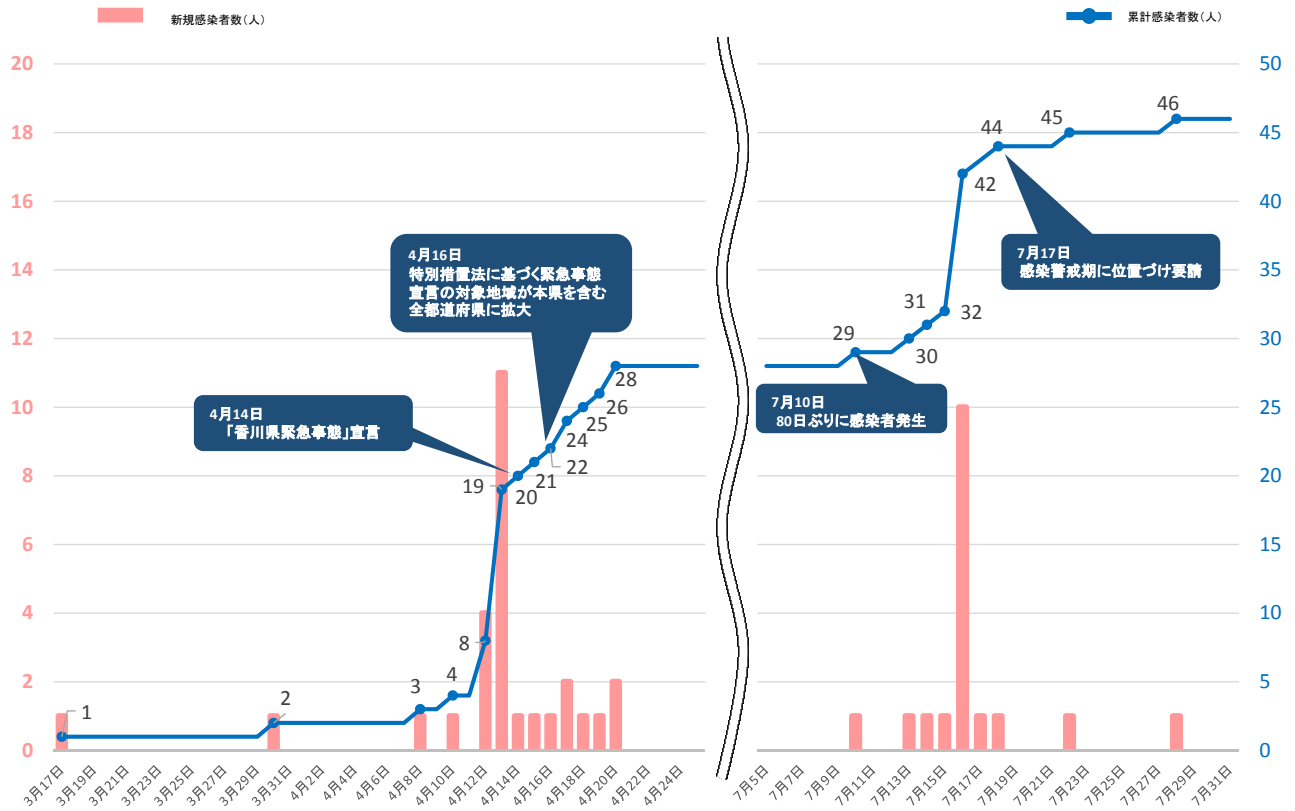
2. 感染状況、医療提供体制、検査体制等

9

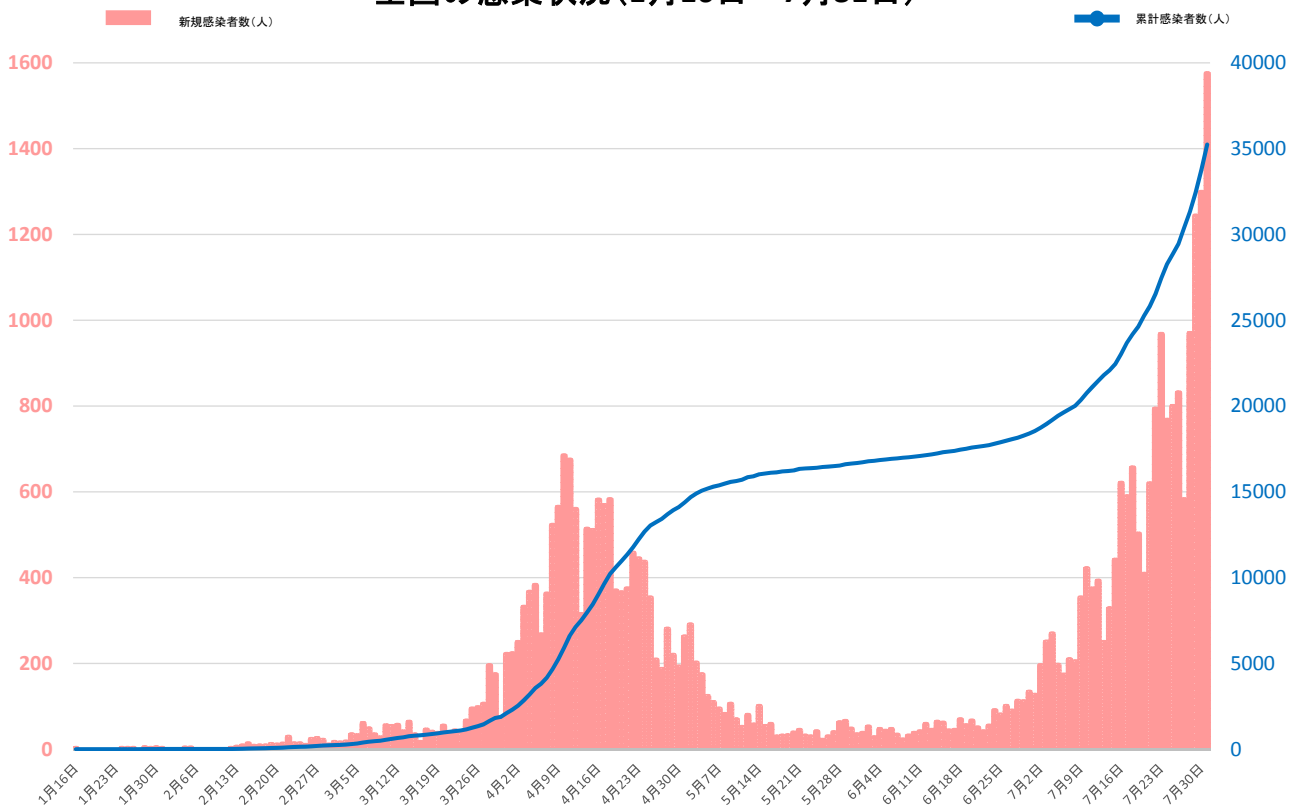
①感染状況

10

香川県の感染状況(3月17日～7月31日)



全国の感染状況(1月16日～7月31日)



高松市内保育所におけるクラスター発生事例

事案概要：

- 4月12日 高松市内の同一の保育所に勤務する保育士3名が発熱、倦怠感、味覚異常等を呈し、保健所へ電話連絡。PCR検査にて陽性と判明。
- 4月13日 同保育所に勤務する全職員を対象にPCR検査が実施され、さらに保育士8名が陽性であることが判明。
- 4月14日 クラスターの発生と判断し、厚生労働省クラスター対策班に派遣を要請。
- 4月15日・16日 同保育園に在籍する園児(長期休園中の園児を除く)にPCR検査を実施したところ、2名の園児の陽性が判明。

⇒ 計 13名(保育士11名、園児2名)の陽性が判明した。

患者発生から数日内で保育所職員と園児全員(合計182名)のPCR検査を実施し、濃厚接触者の陽性が早期に判明したことで、家族を含め保育所以外の感染者は発生しなかった。

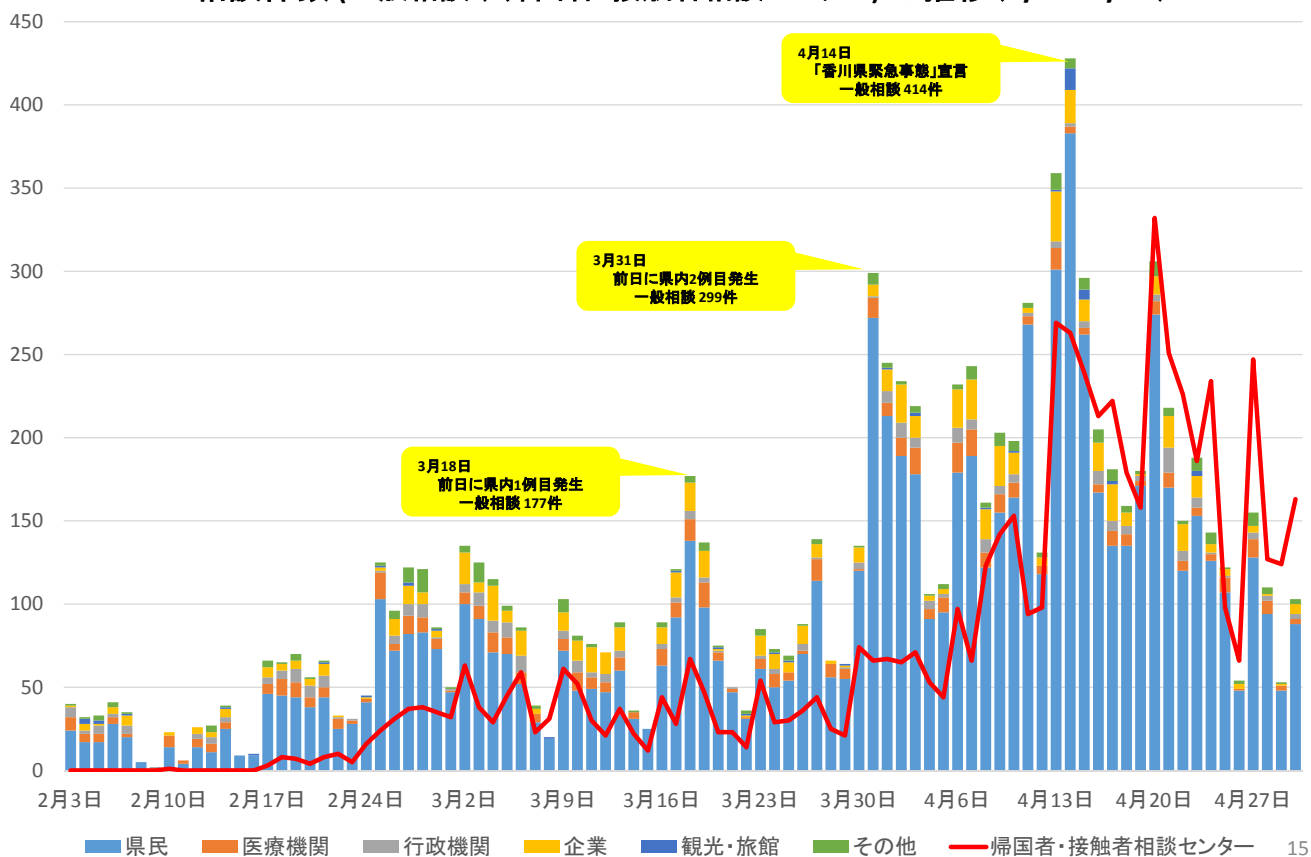
同様の事例を発生させないために、クラスター対策班の助言を受け、保育所向けチラシを作成。各市町を通じて配布を行った。

13

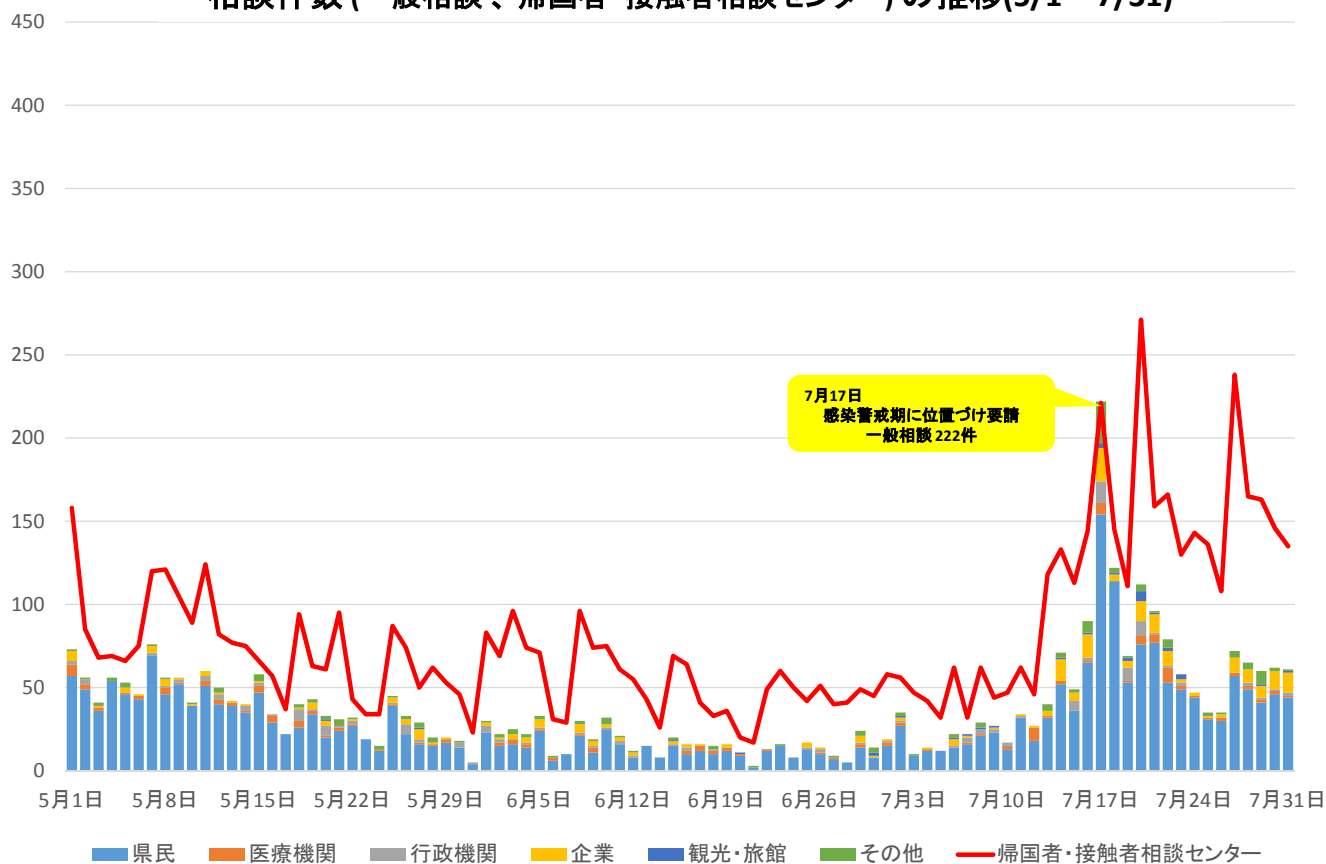
②相談体制等

14

相談件数(一般相談、帰国者・接触者相談センター)の推移(2/3~4/30)



相談件数(一般相談、帰国者・接触者相談センター)の推移(5/1~7/31)



●相談体制等

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	1/29～ 県内保健所で受診相談や一般相談に対応を開始 2/3～各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置(土日祝日含む24時間対応)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	相談件数や検査件数が増加し、医療機関等から夜間・深夜の相談も増えたため、委託保健師の活用や夜間の電話対応の見直し(固定制から当番制に変更)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	相談マニュアルの改訂等所内体制の整備を継続するとともに、市町や消防との話し合いを継続
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/18～新型コロナウイルス感染症に関する県民からの電話相談に一元的に対応する新型コロナウイルス健康相談コールセンターを高松市と共同で設置し、一般相談、帰国者・接触者相談の集約化
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	電話回線数を増設する枠の確保 県下全域の医療機関に、県看護協会を通じた看護職員の派遣について協力を依頼
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	患者発生に伴う相談件数の増加に対応するため、相談件数の増加に応じて一般職員や保健師を増員

17

【実績】

各保健所に対応していた一般相談及び帰国者・接触者相談を、新型コロナウイルス健康相談コールセンターに一元化した後は、相談件数全体の約7割を、新型コロナウイルス健康相談コールセンターで対応(残る3割を保健所が対応)。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 新規陽性患者の発生状況等により相談件数が増減するため、相談件数が急増したときに備えて、電話回線の増設等、柔軟に対応できる体制を整備する必要がある。	① 相談件数の増加に速やかに対応できるように、電話回線数の増設枠を確保するとともに、民間委託など人員体制を確保した。 今後、感染者が急激に増加した際には、更に業務を民間に委託できるよう準備を進めていく。
② 相談内容や回答すべき内容が変化するため、随時、相談対応マニュアルの更新が必要である。	② 相談と対応の内容をデータベース化し、情報共有を図るとともに、対応が難しい相談等については、個別に対応マニュアルを作成している。 今後も随時更新していく。
③ 相談については、医療機関や消防等の関係機関と連携して対応する必要があることから、関係機関との協議も継続して行っていく必要がある。	③ 保健所区域ごとに市町や消防等の関係者を交えた意見交換会を実施し、情報共有を図った。 今後も引き続き開催予定である。

18

●保健所体制

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<p>① クラスタ発生時に備え、陽性患者の疫学調査とPCR検査受検者の症状や行動歴等の調査を同時に行うための人員の確保等、柔軟な応援体制を構築する必要がある。</p>	<p>① 厚生労働省からの6月19日付け事務連絡「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」に基づき本県における最大需要想定・最大必要人員を算定し、各保健所において即応体制の整備に向けた計画を策定した。 今後、策定した計画に基づき、体制を確保していく。</p>
<p>② 手書きで行っている調査・情報伝達の手法について、より効率的な手法がないか検討を行う必要がある。</p>	<p>② 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム(HER-SYS)を活用し、検査時の情報等や発生届などをシステムで入力する仕組みとなるよう体制を構築していく。</p>
<p>③ 発熱患者の受入れ調整が難航し、受診調整に困難をきたす場合があり、発熱患者の受入医療機関の確保が課題である。</p>	<p>③ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を指定し、救急医療を提供する医療機関を確保した。 県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査ができる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。</p>

③衛生用品の確保等

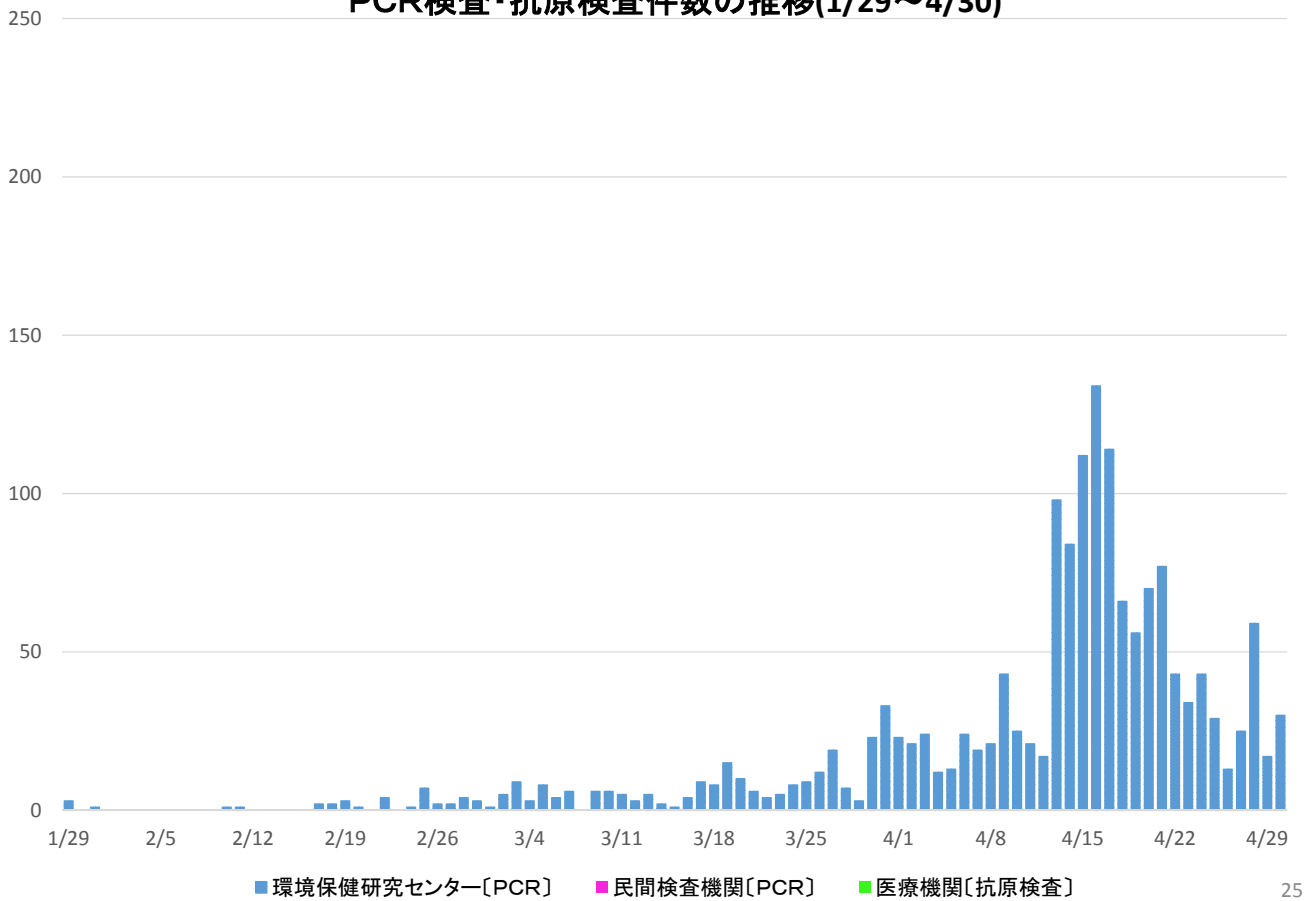
○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	県が購入した布製マスクを高齢者施設、障害者施設に配布開始 県が購入した消毒用エタノールを高齢者施設等へ配布開始 国が一括購入したマスクを、医療機関に配布開始
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	県が購入した長袖ガウン代替品を感染症指定医療機関等へ配布開始 企業から寄附された防護服、N95マスクを感染症指定医療機関等に配布開始
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	産婦に対し、県内業者から購入した不織布マスクを、分娩を取り扱っている医療機関等を通じて配布
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/25～たすけあいマスクバンク事業開始 寄付された不織布マスクを、基礎疾患のある方のいる世帯などで、希望する世帯に配布開始
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	国からの医療用資材を感染症指定医療機関等に配布開始 国から福祉施設向けとして送付のあった衛生用品を配布するとともに、一部を今後の発生時対策用として備蓄 国の優先調達スキームを活用し、エタノールを購入・備蓄
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	高齢者施設等での発生時対策用衛生用品の市町への分散備蓄を開始

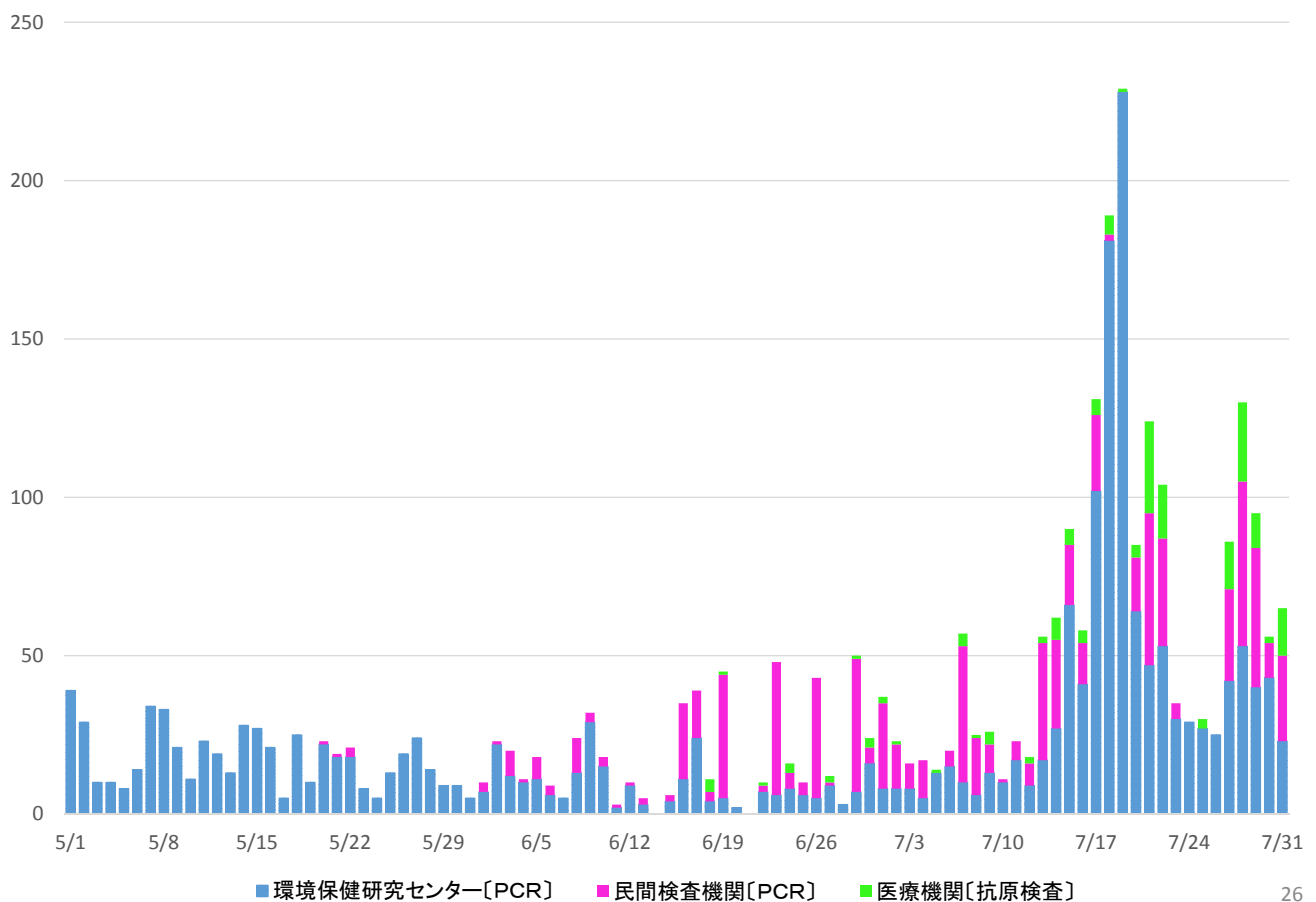
課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 今後、再度、感染が拡大した際に、衛生用品が再び入手が困難になることも考えられるため、一定の備えが必要である。	① 現在、国からマスクやガウン等が定期的に配布されているが、医療機関等において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するなどし、衛生用品の一層の確保を進める。
② 国から配分される医療用資材について、回を重ねるごとに配分量が増えており、県や医療機関において、保管場所の確保が必要である。	② 今年度については、高松市所有の施設にて一定量の医療用資材を保管することが可能となった。来年度以降については、引き続き保管場所確保の検討を進める。
③ 高齢者施設等で感染拡大した場合に備え、衛生・防護用品を確保、感染者発生時に迅速に配布する必要がある。	③ 高齢者施設等で感染者発生時、迅速に対応するため、衛生・防護用品の備蓄に当たり、県での保管のほか、市町等での分散した保管を進める。

④ウイルス検査体制の確保

PCR検査・抗原検査件数の推移(1/29~4/30)



PCR検査・抗原検査件数の推移(5/1~7/31)



●ウイルス検査体制の確保

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	1/29 コンベンショナルPCR検査確立(検体受入開始) 2/10 リアルタイムPCR検査確立 3/5 検査開始時間を1日2回に集約(1日最大96検体体制) 3/21 休日検査開始 4/14 環境保健研究センターPCR検査部門と受付部門を分離し、受付事務職員6名を配置(3班体制)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	4/20 検査員2名増員 4/27 検査員3名に兼務発令、常時2名が従事 5/1～ 検査機器3台体制(東部家畜保健衛生所のPCR検査機器を移設・設置)(1日最大144検体体制)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	5/7 丸亀市地域外来・PCR検査センター稼働(検体は環保研受入) 5/13 受付事務職員4名が第2陣の4名に交替 5/14 高松市PCR検査センター稼働(検体は環保研受入)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/18 大川地区外来・検査センター稼働(検体は環保研受入) 5/22 新規購入の遺伝子自動抽出器納品・設置
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	5/26 新規購入のPCR検査機器納品・設置(5/27～使用可能) 東部家保のリアルタイムPCR機器返却 5/27 環保研のPCR検査の人員体制(受付及び検査)を強化体制から通常体制に変更(時差出勤) 6/24 勤務体制を通常勤務に 新たに承認された検査試薬、検査方法等の導入について検討実施(継続中)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	7/16 事務補助2名(半日のみ応援派遣、7/10の29例目発生以降、検体数増加が見込まれたため) 7/30 環保研検査実施可能数増加(1日最大216検体体制)

27

【実績】

- これまでのところ、クラスター発生等による検査数のピーク時(4月16日の134件、7月19日の228件)を含め、検査が大きく遅延するなどの支障は生じていない。
また、濃厚接触者に該当しないが、感染の疑いがある接触者を含めて、幅広く検査を行っており、検査の実績として、一定の評価ができると考えられる。
(検査数:4,700件 うち、濃厚接触者 554件 感染の疑いがある接触者 451件 <7月31日時点>)

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 今後の感染者の増加に備えて、検査体制の一層の確保を図る必要がある	① 新たな流行シナリオを踏まえた患者推計に基づき試算したピーク時の検査需要308件/日を上回る633件/日の検査能力を確保していくこととしており、引き続き確保を図っていく。
② 検査数が増加した場合に備え、PCR検査試薬を確保する必要がある。	② 現在使用している検査試薬(国外メーカー)の新たな入手ルートの確保に努めるとともに、安定的な供給が見込まれる国内メーカーの試薬も、検査方法としての妥当性について評価を行っており、引き続き、こうした取組みを進める。

28

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
③ 検査効率を向上させる必要がある。	③ 新型コロナウイルスに対応した様々な検査試薬、検査手法が新規に承認されており、検査効率を高め、検査可能検体数の増加を図るため、これらの積極的な導入に向けた検討を進める。
④ 検査員を確保する必要がある。	④ 環境保健研究センターの技術職員を検査補助員として育成するほか、他部局の技術職員に兼務発令し、検体数の増加に備えているが、更なる検査数の増加や、新たな検査手法の導入などへの対応として、引き続き、検査員の育成・確保を図っていく。
⑤ 民間検査機関や医療機関における検査との役割分担を検討する必要がある。	⑤ 民間検査機関におけるPCR検査、医療機関における抗原検査の実施数が増加してきており、それらとの役割分担を整理し、連携・協力を図っていく。

●地域外来・検査センター、民間の検査機関による検査

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	4/15 厚生労働省事務連絡により、地域外来・検査センターについて、PCR検査機能を医師会等へ委託するスキームが示された 導入意向があった1医療機関及び1民間衛生検査所について、補助事業の実施計画書を提出する等の手続きを開始
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	民間衛生検査所において、国からの内示を受け、PCR検査機器の発注手続き開始
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	5/7～丸亀市地域外来・検査センター運用開始 5/14～高松市PCR検査センター運用開始
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/18～大川地区地域外来・検査センター運用開始 民間衛生検査所にPCR検査機器1台が整備され、登録を行い、5月25日から検査が可能になった
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	民間衛生検査所に2台目のPCR検査機器が整備された(1日当たり最大96検体の検査が可能に)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	7/16 県医師会と行政検査に係る集合契約締結 7/22 県内民間検査機関と委託契約締結

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<p>【地域外来・検査センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内で未設置の地域において、設置を進めるとともに、検査体制の拡充に向けて、既設のセンターにおいても、開設日や検査数を拡大していく必要がある。 <p>【民間の検査機関等による検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の感染者の増加に備え、民間の検査機関等による検査体制の一層の拡充を図る必要がある。 	<p>【地域外来・検査センター】</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存設置の検査センター（3カ所）では、検査需要増大時には、開設日を増やしたり、検体採取するレーンを増やすなどの対応を検討していくと聞いている。 未設置の地域では、市町や地区の医師会に設置の働きかけを行う。 <p>【民間の検査機関等による検査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 抗原検査等、新たな検査手法の導入状況をみながら、民間検査機関及び医療機関におけるPCR検査等の機器の導入支援を行い、一層の体制の拡充を図る。 身近な診療所等でも検査が可能となるよう、県医師会と連携し、診療所等との間で集合契約を締結し、PCR検査や抗原検査の検体採取ができる診療所等を増やし、検査体制を拡充する。

新たな患者推計を踏まえた検査体制について

1. 検査需要

ピーク時需要	根拠
308件／日	<ul style="list-style-type: none"> 1日最大新規感染者数 17人 香川県の最多感染時の陽性率 11% 香川県の1人当たり濃厚接触者数 9人 <p>(17人÷11%+17人×9人=308件)</p>

2. 検査分析の状況

(件／日)

	現状	最大(ピーク時)
検査能力(合計)	290	633
環境保健研究センター	144	297
民間検査機関	106	146
医療機関等	40	190

⑤医療提供体制

●病床の確保、宿泊療養施設の確保等

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	感染症指定医療機関の感染症病床24床
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	4/17～感染症病床以外10床追加 計34床 4/21～感染症病床以外12床追加 計36床 4/27～感染症病床以外19床追加 計43床 4/22～宿泊療養施設の開設(101室)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/20～感染症病床以外121床追加 計163床
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	7/17～宿泊療養施設の運用開始(同日、1名が入所)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	7/31～感染症病床以外12床追加 計175床 8/11～感染症病床以外10床追加 計185床

35

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 今後の感染者の増加に備えて、病床の一層の確保を図る必要がある。	① 新たな流行シナリオを踏まえた患者推計に基づき、新たな確保病床として185床(163床から22床増)を確保した。
② 様々な患者(妊産婦、小児、障害児・者、透析・重症患者、認知症患者等への対応)を受け入れる医療機関を検討しておく必要がある。	② 妊産婦、小児、透析・重症患者については、医療機関との協議の上、受け入れ医療機関を調整した。今後は、障害児・者や認知症患者等を受け入れる医療機関について、さらに関係機関等との協議を行っていく。
③ 宿泊療養施設について、一定程度余裕を持った室数を維持できるよう関係者と調整しておく必要がある。	③ 新たな施設を柔軟に借り上げられるよう、候補施設と具体的な交渉を行い、一定の合意を得る予定である。
④ 感染症専門医の育成や確保が課題である。	④ 香川大学医学部と協力し、感染症専門医の育成を図る。

36

新たな流行シナリオを踏まえた香川県の患者推計

◎推計の前提条件

① 推計モデル 「高齢者群中心モデル」

② 実効再生産数 「1.7」

③ 社会への協力要請を行うタイミング

基準日(人口10万人当たりの週平均新規感染者数が2.5人となった日 香川県の場合25人)
から「1日後」



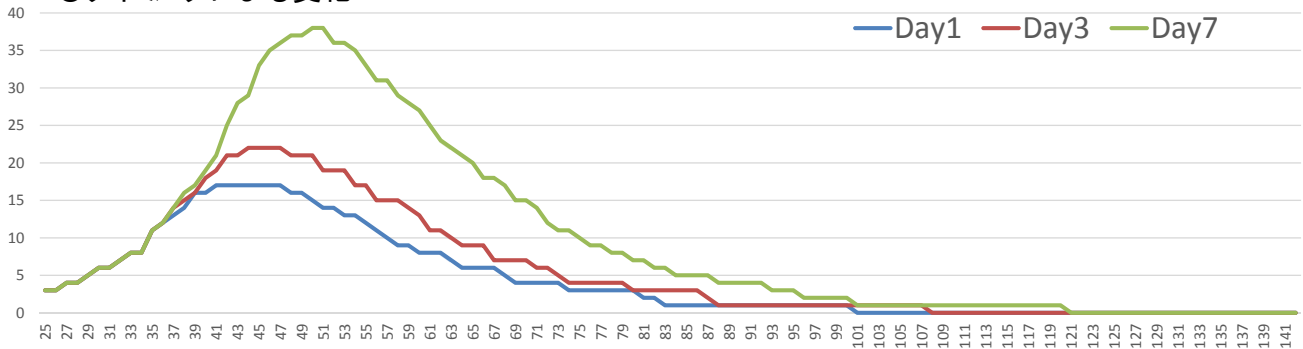
■ピーク時の療養者数

	全療養者数	うち、 入院患者数	うち、 重症患者数	1日最大新規感染者数
人数 ※(日数)	227 (51日目)	154	22	17 (41日目)

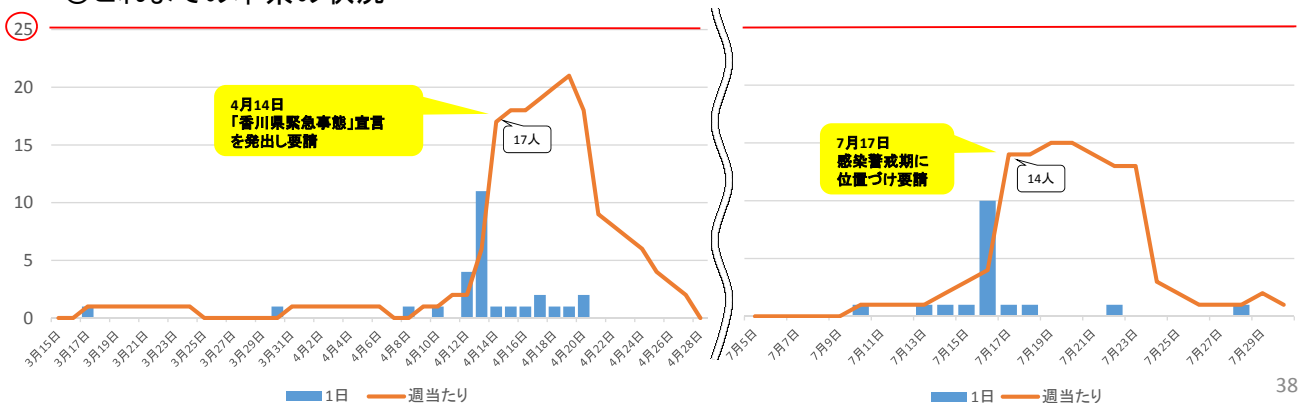
※1人目の新規感染者の報告の2週間前からの日数

社会への協力要請を行うタイミング

◎タイミングによる変化



◎これまでの本県の状況



新たな推計に基づく病床確保計画

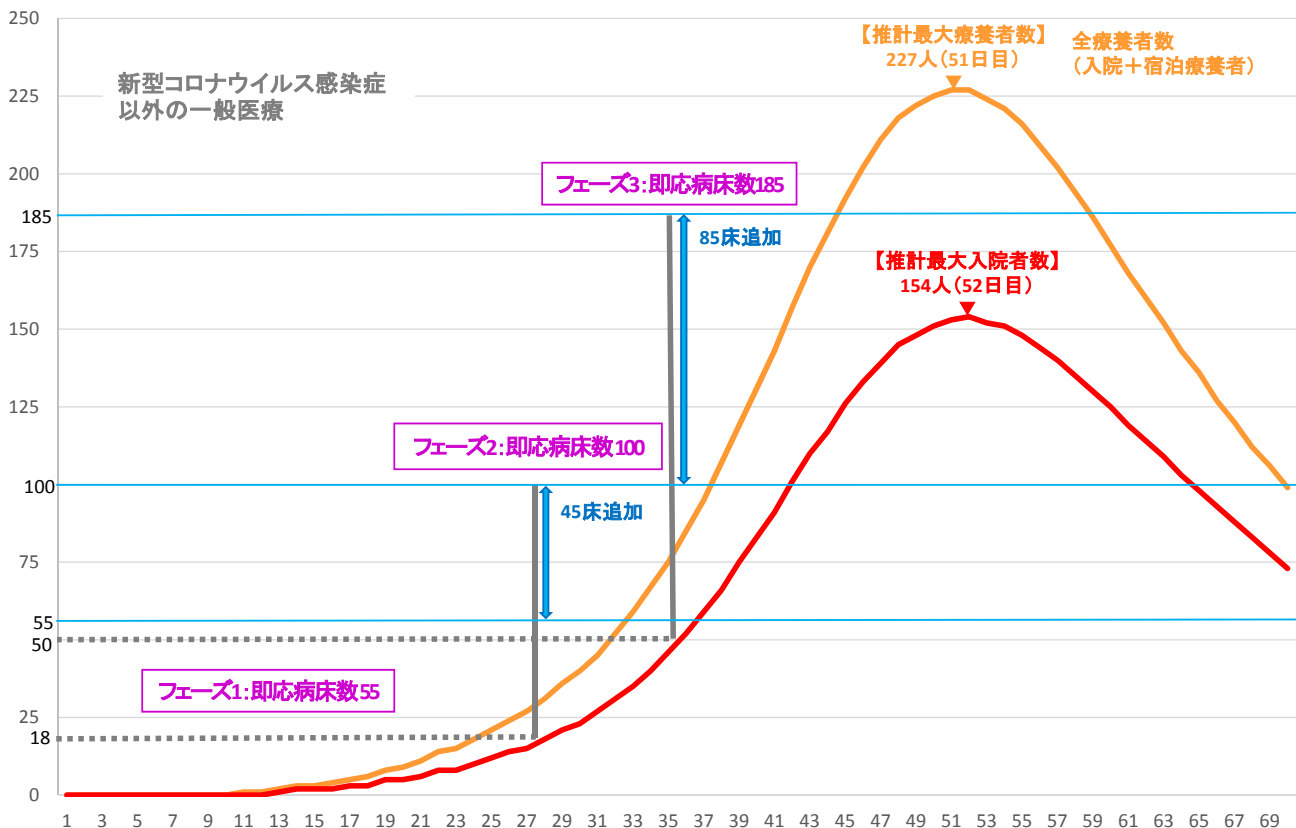
これまでの確保病床数	新たな確保病床数
163床 (うち、重症者15床)	185床 (うち、重症者25床)

段階的な病床の確保

フェーズ	移行のタイミング	※即応病床(計画)数		フェーズ移行時の入院患者数		宿泊療養施設		療養可能数 ①+③	療養者数 ②+④
		即応病床 計画数①	うち重症患者 用	入院患者 数②	うち重症者 数	居室数 ③	療養者数 ④		
1	(準備期)	55	8	18	3	101	13	156	31
2	入院患者数がフェーズ1の 即応病床の1/3を超える	100	14	50	7	101	25	201	75
3	入院患者数がフェーズ2の 即応病床の1/2を超える	185	25	154	22	101	73	286	227

※ 即応病床数・・・患者の発生・受入れ要請があれば、即時に患者受入れを行う病床数

段階的な確保のイメージ



香川県における医療提供体制の推移

3月18日時点 (1例目の発生)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	1	0	24	0
4月14日時点 (香川県緊急事態宣言)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数 (入院予定者を含む)	宿泊施設患者数		
	19	0	24	0
4月22日時点 (宿泊療養施設確保)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	25	0	36	101
5月20日時点 (病床121床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	1	0	163	101
7月31日時点 (病床12床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	4	0	175	101
8月11日時点 (病床10床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	12	1	185	101

41

●帰国者・接触者外来、患者搬送調整本部の設置

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	帰国者・接触者外来 12カ所
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	帰国者・接触者外来 14カ所 4/20 香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部設置 医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、関係医療機関や各保健所と病床の状況等について情報共有開始
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	帰国者・接触者外来 15カ所
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	帰国者・接触者外来 15カ所 患者搬送コーディネーター会議を開催し、本県の対策方針や他県の対応状況等を共有 転院搬送の調整について方針を共有
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	帰国者・接触者外来 15カ所 患者搬送コーディネーターに、新たに小児医療、周産期医療分野の医師を委嘱
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	患者搬送コーディネーターに、新たに障害児・者分野の医師を委嘱

43

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 帰国者・接触者外来が少ない地域の医療機関や、感染症指定医療機関と外来が重複している医療機関では、医療機関の負担が大きい。	① 県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査できる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。
② 関係医療機関や各保健所との情報共有について、G-MIS(※)を活用しているため、システムの問題ではあるが、リアルタイムに情報共有ができていない部分がある。	② G-MISの活用に加え、関係医療機関等がリアルタイムに情報共有できる仕組みを、入力者である医療機関の負担も考慮しつつ、検討を進めている。
③ がんや透析患者等の配慮を要する方が感染した場合や、定期船のない離島の住民が感染した場合の搬送調整等について、問題点を整理し、対応を検討していく必要がある。	③ 調整が必要となる感染症患者の搬送調整等について、救急搬送の役割を担う市町等の消防と保健所の関係者による意見交換をする中で問題点を整理しており、個別のケースごとに関係者間で今後の対策を検討していく。

※G-MIS: 病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護)の稼働状況等を一元的に把握する厚生労働省が構築したシステム

44

●医療機関への支援

○実施してきた対応策等

○) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	○備品等の配布 ・マスク、保護シールド、高濃度エタノールなどの感染予防等に必要な備品を提供
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	○国における取り組み ・ICU入院料の増額、重篤患者以外の患者の診療報酬の上積み等 ○県における取り組み ・感染症患者のための空床補償、感染拡大防止のための周辺病床の補償等
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	—
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	○知事と県内医療機関の病院長との意見交換会の開催 ○公的・公立病院を対象とした県内医療機関の経営状況の聞き取り(4、5月分) ・小規模、中規模、大規模の医療機関(各3施設、計9施設)に対して実施
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	○重点・協力医療機関を対象とした県内医療機関の経営状況の聞き取り(4、5、6月分) ○感染防止対策事業、医療従事者慰労金の申請開始

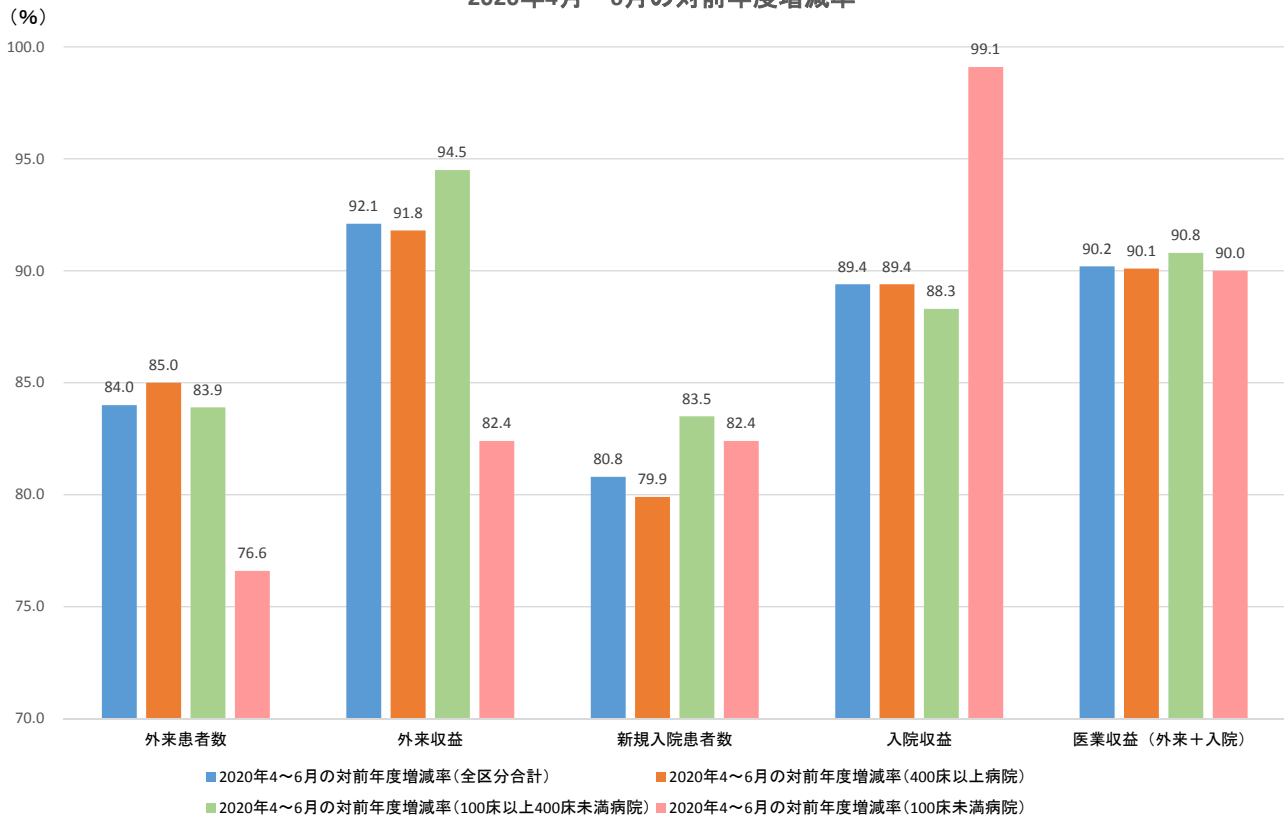
45

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 外来医療については、受診を控える患者が増加傾向で、収入が減少している。 入院医療については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための空床確保や、患者対応に医療資源を重点化のため、予定入院・予定手術の延期などにより、収入が減っている。経営を安定させ、医療崩壊を防ぐためには、医療現場への財政支援が必要となっている。	① 国におけるICU入院料の増額、重篤患者以外の患者の診療報酬の上積み支援に加え、県においても、感染症患者受入れのため、病床を確保する医療機関に対して空床補償することとし、可能な限り迅速な支援を行う。 また、医療機関の厳しい経営状況を、全国知事会を通じて国に伝え、必要な経営支援策を要望する。
② 医療提供体制を維持するために、医療従事者に対する支援を検討する必要がある。	② 新型コロナウイルス感染症患者等の治療や看護等に従事する医療従事者の活動を支援するため慰労金の支給、特殊勤務手当やホテル等の宿泊費に対する補助を行う。
③ 医療従事者等への偏見、差別、誹謗中傷が生じないようにする必要がある。	③ 医療従事者等への偏見、差別、誹謗中傷につながる行為が決して行われることのないよう、引き続き啓発を行う。

46

県内医療機関の経営状況

2020年4月～6月の対前年度増減率



出典:香川県(主要公立病院へのアンケート調査)

47

●知事と病院長との意見交換会

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 通院控え等が発生しているため、県民に対し、正しい医療機関の受診方法について周知するとともに、医療機関の対応策について、検討が必要である。	① 香川県の医療機関情報を提供するWebサイト「医療Netさぬき」において、県内医療機関を受診する際の注意事項等を記載するとともに、院内感染防止対策に係る事業を活用しながら、医療機関の感染防止の対策強化に引き続き努める。
② 感染者をはじめ、疑い患者や医療従事者等への差別を防ぐ取組が必要である。	② 定例記者会見の場や県のホームページ、知事メッセージ動画の作成など、様々な機会を捉え感染症に関連した人権への配慮について引き続き啓発を行う。
③ 発熱患者を診る医療機関の確保が必要である。	③ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を指定し、救急医療を提供する医療機関を確保した。県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査ができる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。
④ 冬季にコロナウイルス感染症のまん延とインフルエンザの流行が重なることを避けるため、インフルエンザの予防接種に効果的な方法について検討が必要である。	④ 市町が実施する高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率を向上させることで、インフルエンザ患者の減少につなげる取組を検討する。

48

● 県立病院での受入れ体制の整備

○実施してきた対応策等

○) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	○院内感染防止の徹底(以降継続) ・院内感染防止マニュアルの徹底 ・建物入口での検温や問診の実施、入院患者への面会の原則禁止 等 ○感染患者・疑い患者受け入れ対策 ・新型コロナウイルス感染症患者等への対応マニュアル作成
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	○感染患者・疑い患者受け入れ対策(以降継続) ・人工呼吸器、紫外線照射装置、陰圧装置等の医療機器の整備 ・医療用マスク、個人防護服等の診療材料の確保 ・代表電話への自動音声案内導入 ○医療スタッフへのサポート(以降継続) ・職員の宿泊施設の確保 ・健康、メンタルヘルス相談対応の充実
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	—
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	○感染患者・疑い患者受け入れ対策(以降継続) ・術前患者等に対する抗原検査、PCR検査の導入
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	○院内感染防止の徹底(以降継続) ・サーモグラフィカメラの導入


49

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 県内での感染拡大期等における来院者の検温等に係る職員の不足が懸念される。	① サーモグラフィカメラ(体表面温度測定装置)導入による来院者の効率的な検温を実施している。
② 呼吸器内科医等専門医、感染症対策を担える看護職員、急増する各種事務に対応する事務員の不足が懸念され、重症患者が増えた場合の呼吸器内科医及び麻酔科医、臨床工学技士の確保が必要である。	② 対応マニュアルに基づく計画的医療提供体制及び看護体制の整備や研修等を通じた県立病院間の医師等の連携強化により、限られた医療スタッフ等の効率的配置や質の向上を図る。 中長期的には医療スタッフの充実も視野に入れ、適正な配置を図っていく。
③ 重症患者にも対応するための機器(ECMOなど)及び体制の整備や、転院・転棟訓練が必要である。	③ 国の補正予算等を活用した機器の整備、シミュレーションの実施、対応マニュアルを活用した転院・転棟訓練を実施する。
④ 外来・入院患者の減少に伴う収支悪化や、診療材料等の価格高騰が懸念される。	④ 国の補正予算等を活用した財源確保、院内物流管理システム(SPD)等による効率的診療材料の確保・運用を行う。

50

3. 緊急事態措置等

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

国の緊急事態宣言 (4. 7~) (特定都道府県 : 7 都府県)	(4. 16~) ※全都道府県へ拡大 (特定警戒都道府県 : 13 都道府県) (上記以外 : 本県を含む 34 県)	(5. 14~5. 20) (特定警戒都道府県 : 8 都道府県) ※本県解除	(5. 21~5. 24) (特定警戒都道府県 : 5 都道府県)	(5. 25~) ※全都道府県解除
特措法に基づく県の対策期	「香川県緊急事態」宣言 (4. 14~)		香川県感染警戒宣言 (5. 15~5. 25)	
	(1) 感染拡大防止集中対策期 (4. 17~5. 6) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	(2) 感染拡大防止対策期 (5. 7~5. 14) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	(3) 感染警戒期 (5. 15~5. 25) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	(4) 感染予防対策期 (5. 26~) 全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
1. 県民への要請等	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	国の基本的対応方針等を踏まえ、段階的に社会経済の活動レベルを上げ  ・新しい生活様式の徹底 ・適切な感染防止対策を講じる
2. 事業者への要請等	対象施設への休業要請等適切な感染防止対策	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	
3. イベント等の開催	原則中止・延期	全国的大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる	全国的大規模イベント等の開催自粛 一定人数※以下は感染防止対策を講じる ※屋内 : 100 人以下かつ収容定員の半分以上 屋外 : 200 人以下かつ人と人との距離を十分確保	
4. 県有施設等における対応	基本的に休館	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他は感染防止対策を講じる	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる	

対策期移行時の考え方

国の緊急事態宣言 (本県)		国の緊急事態宣言 (本県を除く他の都道府県)		国の緊急事態宣言解除	
「香川県緊急事態」宣言		香川県感染警戒宣言			
(1) 感染拡大防止集中対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 感染警戒期	(4) 感染予防対策期		
本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態		本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態		全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態	
<p style="text-align: center;">(1) → (2)</p> ○本県の感染状況や医療提供体制（病床稼働率等）、PCR検査状況（陽性率）、人口移動の状況などを含め、感染が収束に向かっているか、総合的に判断		<p style="text-align: center;">(2) → (3)</p> ○本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき (考え方) ①感染の状況 ・直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人程度以下 ②医療提供体制 ・重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・患者急増に対応可能な体制が確保されていること ③監視体制 ・医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていることなどを踏まえて、総合的に判断 →香川県感染警戒宣言		<p style="text-align: center;">(3) → (4)</p> ○全ての都道府県に国の緊急事態解除宣言がなされたとき	
<p style="text-align: center;">(1) ← (2)</p> ○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されたとき (考え方) ・直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断		<p style="text-align: center;">(2) ← (3)</p> ○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されていないが、直近1週間で10万人当たり0.5人程度以上の新規感染者が発生しており、医療提供体制や監視体制などを含め、まん延防止の措置を講じる必要があるか、総合的に判断 →「香川県緊急事態」宣言		<p style="text-align: center;">(3) ← (4)</p> ○他の都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、対象区域の感染状況等により、今後、本県でもまん延の恐れがあるとき →香川県感染警戒宣言	

※第15回県対策本部資料(5/15)より

53

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月末まで維持	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

- (注)・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔（できるだけ2m）を確保
- ・ただし、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。
 - ・9月以後の取扱いについては、今後検討

※第23回県対策本部資料(7/31)より

54

県立学校における対応

	3月	4月	5月	6月				
臨時休業の期間	3/2 <div style="background-color: yellow; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">①</div>	3/20 春季休業	4/5 学校再開	4/13 4/24 <div style="background-color: yellow; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">②</div>	5/8 <div style="background-color: yellow; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">③</div>	5/31 <div style="background-color: yellow; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">④</div>	5/31 ※準備期間 (5/21～29)	6/1 学校再開
臨時休業の理由等	①国からの休業要請	②国の緊急事態宣言の発令(4/7) 対象区域からの来県や帰県による感染拡大の懸念 ③「香川県緊急事態」宣言(4/14) 国の緊急事態宣言の対象区域の全都道府県への拡大(4/16) ④国の緊急事態宣言の延長(5/4) 大型連休後の感染状況等の見極め <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間を単位とした家庭学習サイクルの実施 ・ICTの積極的な活用、県立学校ICT活用教育プロジェクトチームの設置 ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」、「学校の臨時休業等に関する基準」の作成 </div> ※5/21～5/29を、学校再開に向けた準備期間と位置付け					・感染症予防対策の徹底 ・休業期間の状況を踏まえた教育活動の実施	

※第15回県対策本部資料(5/15)より一部改訂 55

①県民への要請等

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	<ul style="list-style-type: none"> ・本県以外の7都府県への国の緊急事態宣言を受け、不要不急の外出自粛、3密回避、感染予防対策の徹底を協力依頼(4/7) ・知事からの要請を受け、県警が警らの際、繁華街において、不要不急の外出自粛に係る呼びかけを実施(4/13～5/14) ・「香川県緊急事態」を宣言し、改めて不要不急の外出自粛等を協力依頼(4/14)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	<ul style="list-style-type: none"> ・4/16に本県を含む全都道府県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことから、特措法に基づく措置として、これまでの措置に加え、大型連休期間中における都道府県をまたいだ不要不急の外出自粛を要請(4/17～5/6)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	<ul style="list-style-type: none"> ・5/4に国の緊急事態宣言が5/31まで延長されたことを踏まえ、改めて、特措法に基づく不要不急の外出自粛等を要請、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/7～5/14)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言の対象地域から本県が解除されたことを踏まえ、県内での外出自粛要請は行わず、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛、3密のある場等への外出自粛、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/15～5/25)
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	<ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県の緊急事態宣言は解除されたが、5月末までの都道府県をまたぐ不要不急の移動自粛の協力依頼、6/1～6/18の間は、5/25まで特定警戒都道府県であった地域との移動は慎重に検討、過去にクラスターが発生したような施設への外出は一定の安全性が確認されるまで自粛を協力依頼、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/26～7/17) ・発熱等の症状がある場合は都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼(7/10～7/17) ・再び県内で新規感染者が発生していることを踏まえ、感染警戒期の一手手前である「準感染警戒期」として、感染防止対策の徹底を協力依頼(7/15～7/17)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策期における対策に加え、不要不急の県外への移動は慎重に検討するよう協力依頼、県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼、接触確認アプリのインストール、会食時の3密回避の徹底について協力依頼(7/18～)

【実績】

県の感染状況や、国の緊急事態宣言等に応じて、外出自粛等の対応を要請した結果、大型連休の
人出が感染拡大前の5～6割減となった。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<p>①県内の外出自粛や県外への移動自粛により、人とモノの動きが停滞し、観光産業や交通事業者をはじめ、あらゆる社会経済活動に大きな影響が生じた。</p> <p>②国の基本的対処方針や専門家会議の提言等が示されてから、極めて短期間で判断する必要があった。</p> <p>③県民の皆様には3密回避やマスクの着用など新しい生活様式の実践・徹底を促す対策が必要。</p>	<p>①「香川県対処方針」と「対策期移行時の考え方」を見直し、感染拡大防止策の徹底を前提として、他都道府県の発生状況を勘案しつつ、社会的影響を考慮した外出自粛の要請等を行うこととした。</p> <p>②今回見直した対策期の移行基準に基づき、モニタリングを継続して実施することにより、県民への要請等を適切なタイミングで実施していく。</p> <p>③これまでも、知事のメッセージ等を県のHPや県広報誌、新聞広告等を通じて、県民の皆様には周知をしてきており、これらの取組みを引き続き実施していく。</p>

(参考)人口増減の状況

人口変動分析を見てみると、高松駅や高松丸亀町の15時の人口増減については、感染拡大以前(2020/1/18～2/14平均)とGW中を比較してみると、それぞれ▲62.6%、▲54.3%と外出自粛の協力要請の効果が表れている(NTTドコモモバイル空間統計より)。

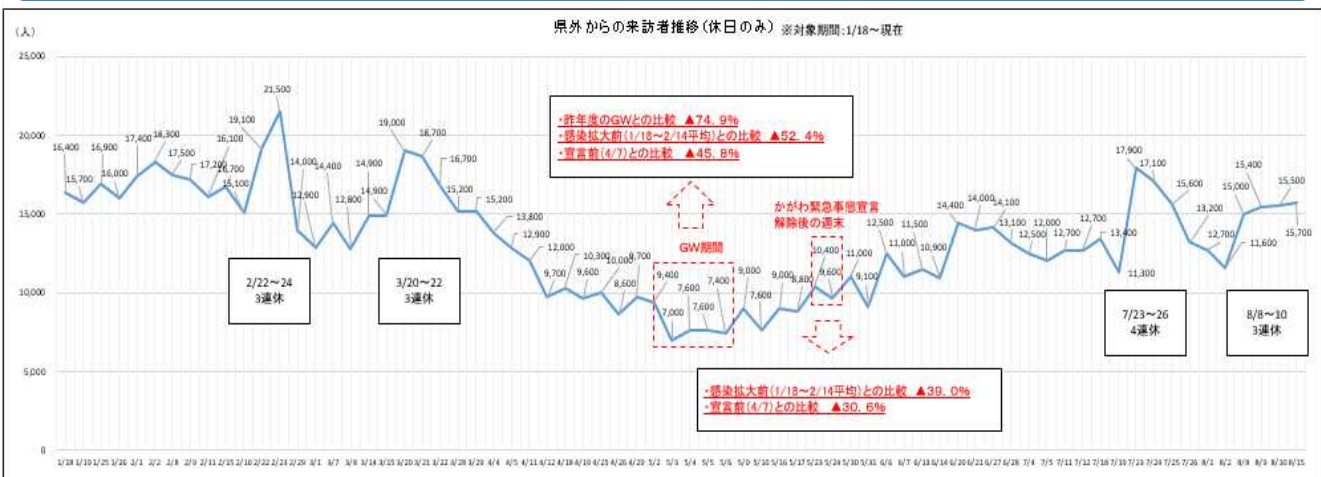
人口変動分析(増減率)

上段 5月 4日午後3時時点
(下段 4月21日午後3時時点)

	前年大型連休 (期間平均)との比較	感染拡大以前 との比較	緊急事態宣言前 (4月7日)との比較
香川県 高松駅	△55.7% (-)	△62.6% (△48.5%)	△62.9% (△24.3%)
香川県 高松丸亀町	△48.8% (-)	△54.3% (△38.1%)	△42.0% (△20.6%)

※1 出典元 NTTドコモ モバイル空間統計
2 「前年大型連休(期間平均)との比較」は2019年4月27日～2019年5月6日の午後3時時点の平均値と比較した値
3 「感染拡大以前との比較」は2020年1月18日～2020年2月14日の間の平日の午後3時時点の平均値と比較した値(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)

2020年1月以降の県外からの来訪者推移(休日のみ)を見てみると、2月の3連休に21,500人と最多となったが、外出自粛となっていたGWには7,000人まで落ち込んだ。なお、5月下旬以降は復調し、7月の4連休は17,000人台まで回復している。(ヤフー推計値より)



②事業者への要請等

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	・発熱等の症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤等の推進について、県内経済団体に会員企業等への呼びかけを要請(2/28)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	・適切な感染防止対策の徹底を協力依頼(4/20) ・特措法に基づく施設の使用制限等の要請(休業要請)(4/22) →特措法対象施設に休止を要請(特措法対象外の床面積1,000㎡以下の施設に休止の協力依頼)、飲食店等の食事提供施設に営業時間の短縮を要請(4/25～5/6) →県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力依頼(5/2～5/6) ・特措法に基づき、商店街・スーパーマーケットの事業者に対し、3密回避の感染防止対策の徹底の協力要請(4.24)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	・休業要請等は延長せず、3密回避のための特売・ポイントセールなどの自粛などを加えた一層の適切な感染防止対策の徹底、県外客利用自粛を協力依頼、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等の推進、職場内の3密回避行動の徹底を協力依頼(5.7～5.14)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	・感染拡大防止対策期の対策について、特措法に基づかない協力依頼(5.15～5.25)
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	・業種別ガイドラインや県の適切な感染防止策の徹底を協力依頼、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等の推進、職場内の3密回避行動の徹底を協力依頼、保健所の調査に協力依頼(5.26～7/17) ・感染防止対策を徹底していることを示す掲示様式を作成・周知(6.1～)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	・感染予防対策期の対策について、特措法に基づく協力要請とするとともに、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請(7/18～)

59

【実績】

休業要請等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(休業要請等に協力した事業者を対象に交付する協力金)の申請が①休業要請等:3,506件、②営業時間短縮要請:2,010件、③観光客の多いうどん店の休業要請:375件※あるなど、多くの事業者にご協力いただき、要請期間中の人出の抑制につながった。※①～③において一部重複あり。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
①休業要請等は、その要請等への対応による社会経済活動への影響が少なくないため、感染拡大防止策の徹底継続を前提として、全面的な要請だけでなく、業種を絞るなど部分的な要請なども検討することが必要。	①「香川県対応方針」と「対策期移行時の考え方」の見直しに当たり、休業要請等については、感染拡大防止策の徹底を前提として、社会的影響を考慮し、対象施設を限定するなどの見直しを行った。
②新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、地方創生臨時交付金を活用することができたが、今後、同様の協力金等を支給する場合には、より一層の財源手当が必要となる。	②今後、休業要請等を実施した場合、都道府県の財政状況等により、協力金等の支給に差異が生じないよう、国において財源措置や補償金的な「協力金」の制度化がなされるように要望をしていく。
③休業要請等は、公表から実施までの期間が短く、事業者への周知や市町との調整の時間が十分に取れなかった。	③今回見直した対策期の移行基準に基づき、適切なタイミングで休業要請等を実施していく。
④事業者が業種別ガイドライン等を遵守していることを示す様式の掲示以外にも、県民が安心して施設等を利用できる仕組みができないか、一層の検討が必要。	④LINEを活用し、事業者が感染防止策を講じていることを示す様式を掲示できるようにするとともに、QRコードの登録により感染者が発生した店舗を利用した方に通知を行う仕組みを構築したことから、当該システムの利用を促していく。
⑤テレワークや時差出勤、自転車通勤の推進など、事業者による新しい生活様式の実践・徹底を促す対策が必要。	⑤香川県テレワーク導入促進事業や香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金事業等を実施し、企業の感染症リスクに対応した業務形態や働き方への転換を促進していく。

60

③イベント等の開催

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催イベント等の開催基準等の策定・改定(2/28、3/30～4/12、4/8～5/6) →近距離での対面や人が密集する状況で、長時間過ごす場合のほか、参加者の追跡が困難な場合、高齢者や基礎疾患を有する方等が多数集まる場合には、原則中止又は延期 →イベント等を実施する場合は適切な感染防止対策を講じ、対策ができない場合は中止又は延期
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法第24条9項に基づき、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催自粛を要請(4/25～5/6)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力要請 ・50人程度未満の少人数のイベント等については、県外参加者を減らし、3密を避け、感染対策を講じることを協力要請(5/7～5/14)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力依頼 ・一定人数以下※のイベント等につき、県外参加者を減らし、適切な感染防止策を講じることを協力依頼 ※屋内:100人以下かつ収容定員の半分以上、屋外:200人以下かつ人と人との距離を十分確保(5/15～5/25)
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	<ul style="list-style-type: none"> ・5月末までは、一定人数以下※のイベント等につき、県外参加者を減らし、適切な感染防止策を講じることを協力依頼(5/26～5/31) ・6/1以後のイベント等は、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を前提に、参加人数の上限を段階的に緩和(6/1～7/31) ・感染予防対策期における地域の祭り等の開催にかかる留意事項を公表(6/22)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等は、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を前提に、参加人数の上限を段階的に緩和(6/1～7/31)

61

【実績】

県主催イベント、市町主催イベント、コンサート、プロスポーツの試合などのイベントのほとんどが中止又は延期となった。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 感染拡大の中では、安全側に振れざるを得ず、感染拡大防止と施設の利活用のバランスを図ることが困難であった。	① イベント主催者には、イベント開催時の留意事項や業種別ガイドライン等に沿った恒常的な感染防止対策に取り組んでいただくよう、引き続き、周知徹底を図るとともに、イベント参加者にも協力を依頼する。また、全国的又は大規模イベントについては、県の事前相談制度を活用して、感染防止策の徹底を依頼する。
② 県民が安心してイベント等に参加することができる仕組みを作る必要がある。	② LINEを活用し、参加したイベントで感染者が発生した場合に、当該イベントに参加した方に通知を行うLINEを活用した追跡システムを構築したことから、当該システムの利用を促していく。
③ いわゆるイベント以外の会議や研修等もイベントに準じて縮小及び自粛の傾向があった。	③ 「対策期移行時の考え方」で示した指標等に基づき、適切なタイミングでイベント等の開催にかかる対応を実施していく。また、県民ホール利用促進事業を実施し、県のイベント開催制限の段階的緩和の方針に沿いながら、県内の活性化を目指し県民ホールを活用したイベントを主催する者を支援していく。
④ イベント等の参加人数や収容率の制限により、本県においては著名な音楽家のコンサート等の文化・芸術の催しや各種の講演会の開催が難しくなっている。	④ 知事から全国知事会議の場において、基準の緩和について発言するとともに、西村大臣に対して直接要望を行った。

62

④ 県有施設等における対応

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前 (~4/16)	・3密対策の徹底 ・段階的に県有施設等の休館・利用停止 (3/4~さぬきこどもの国わくわく児童館等)	・2/20~5/31を対象期間とし、19の県有施設の利用をキャンセルする場合、キャンセル料は不要とし、既納の使用料等は還付
i) 感染拡大防止集中対策期 (4/17~5/6)	・段階的に県有施設等の休館・利用停止 (4/20~栗林公園屋内施設ほか、4/24~全面休園等)	
ii) 感染拡大防止対策期 (5/7~5/14)	・多数集客施設、観光客誘客施設、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設は原則休館し、その他の施設は感染防止対策を講じた上で順次、開館(5/7~5/14)	
iii) 感染警戒期 (5/15~5/25)	・多数集客施設、観光客誘客施設、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設は原則休館し、その他の施設は感染防止対策を講じた上で順次開館(5/14~5/31)	
iv) 感染予防対策期 (5/26~7/17)	・適切な感染防止対策を講じた上で順次開館(6/1~)	
v) 感染警戒期 (7/18~7/31)		・対象期間を6/1~9/30(キャンセル申出期間は6/1~6/30)、対象施設を3施設に変更

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<p>○利用制限・休止等について</p> <p>① 休館以外の利用制限、利用休止にかかる判断が難しい。(特に、常時入場等が可能な屋外施設)</p> <p>② 類似施設と対応時期等の調整に時間を要した。</p> <p>○感染防止対策について</p> <p>③ マスク、消毒液、非接触型体温計などの衛生用品の確保や施設内の消毒の徹底など感染症対策を十分講じる必要があった。</p> <p>④ 利用者に対して、マスク着用や検温など、感染症対策への理解と協力を得るよう説明を尽くしたうえで、円滑な入館等を促す必要があった。</p> <p>⑤ 県民が安心して施設等を利用することができる仕組みを作る必要がある。</p>	<p>① 「対策期移行時の考え方」で示した指標等に基づき、適切なタイミングで県有施設等の休館等にかかる対応を実施していく。</p> <p>② 所管課と施設間、施設同士又は各部局間や市町との連携及び情報共有を支障なくできるよう、日頃より調整しておく。</p> <p>③ 感染症の予防に必要なマスク、消毒液、非接触型体温計等の確保をした。</p> <p>④ 各施設において業種別ガイドライン等に沿った恒常的な感染防止対策に取り組んでいくとともに、利用者にも感染防止対策に協力いただくよう、周知啓発をする。</p> <p>⑤ LINEを活用し、利用した施設で感染者が発生した場合に、当該施設等を利用した方に通知を行うLINEを活用した追跡システムを構築したことから、当該システムの利用を促していく。</p>

⑤学校等における対応【県立学校等】

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	・県立学校(3/2～)、市町立小・中学校(3/3)を春休みまで臨時休業とし、新学期から教育活動を再開(4/6～)したが、国の緊急事態宣言の発令に伴い、本県においても感染拡大が懸念されることから、再度休業(4/13～24)。
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	・県立学校は、臨時休業期間を延長(4/27～5/8)。 ・市町立小・中学校においても、臨時休業期間を延長(4/27～5/8)。
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	・県立学校は、臨時休業期間を5/31まで延長。週1回程度の分散登校可。 ・市町立小・中学校においても、臨時休業期間を延長(5/24まで、または31日まで)。
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	・県立学校は学校再開に向けた準備期間を(予定の5/25から)5/21からに前倒し。中学3年生と高校3年生は分散形式の授業可、他の学年も登校日の頻度を高めることが可。 ・市町立小・中学校においても、学校再開の前倒し、登校日の設置等、段階的に教育活動を再開。 ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」「学校の臨時休業等に関する基準」や注意喚起ポスターを作成、配付。
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	・部活動の段階的实施。 ・中止された全国大会等の代替地方大会等の開催を検討。 ・児童生徒や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の「学校の臨時休業等に関する基準」を見直し。
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	・ガイドラインの徹底や感染者や濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないよう注意喚起。 ・中止された全国大会の代替地方大会の開催(27競技) ・部活動について、8/1から宿泊を伴う活動や県外遠征等が可能となることを見据え、これらについては学校長の判断のもとで実施するよう求めるとともに、徹底した感染防止策を講じるよう通知を发出。

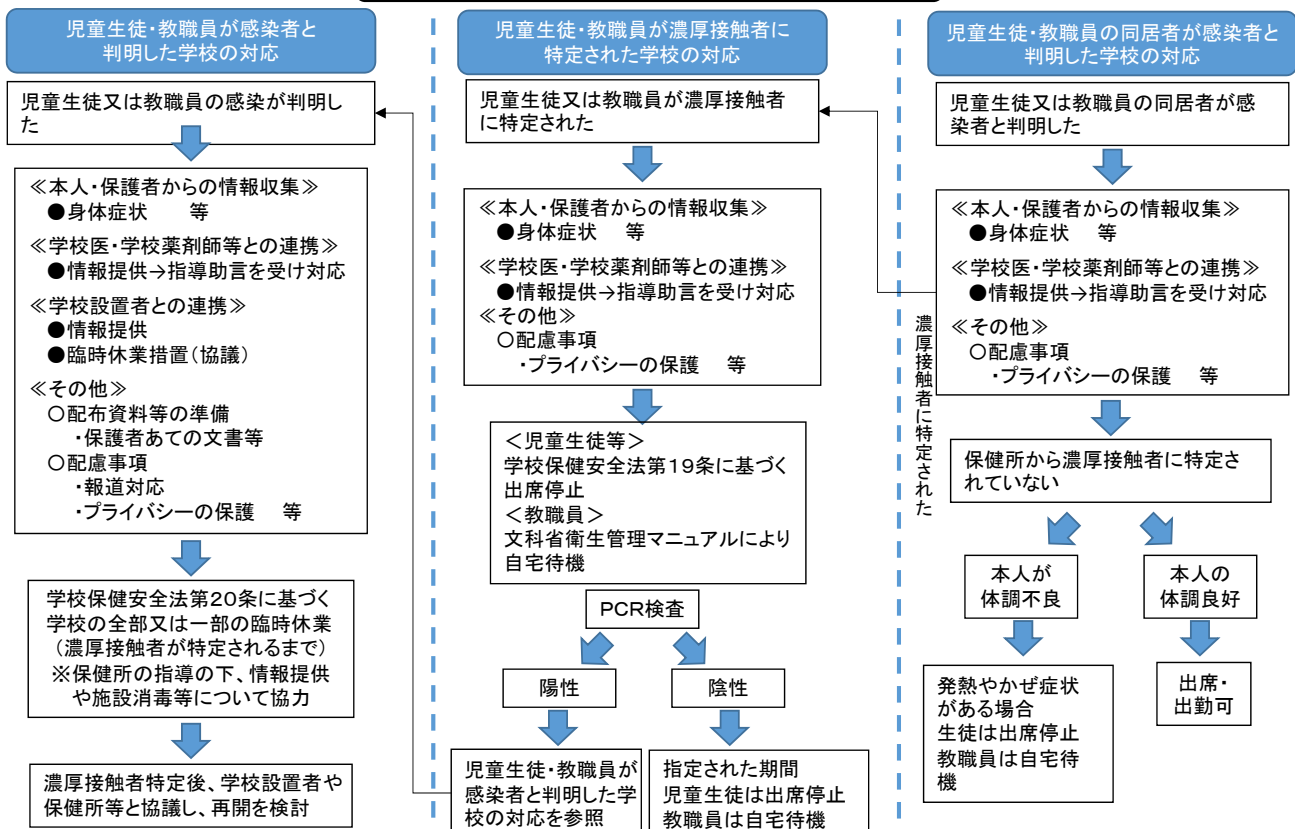
65

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 臨時休業や学校再開の判断を行うに当たっては、学びの保障と感染拡大防止の両立を図っていく必要がある。	① 学校再開にあたり、各学校での感染症予防対策をまとめた「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」「学校の臨時休業等に関する基準」や児童生徒への注意喚起ポスターを作成、配付した。
② 生徒間の十分な距離の確保が難しいなど、感染予防対策に困難が生じる場合がある。	② 感染症対策や学びの保障等に必要な取組を迅速かつ柔軟に実施するための経費の補助、特別支援学校のスクールバスの増便など、感染防止対策を引き続き行う。
③ オンライン学習を行う場合の通信環境やデジタル教材、学習ソフト等が不十分であり、指導を行う教員のICT活用能力やICTの効果的な活用を支援する人材も不足している。また、臨時休業時の生徒との連絡体制が十分準備できていないところがあった。	③ 児童生徒の学習継続の環境整備のため、GIGAスクール構想を前倒し、今年度内に県立高校生は3人に一台、県立中学校、特別支援学校の義務教育課程の生徒は1人一台のパソコンの整備を行う。また、教員によるPTにおいて、デジタル教材や学習ソフト等の検討を行うとともに、ICTを効果的に活用するための人材(教員、ICT支援員等)の育成・確保に努めていく。Web会議システムを利用したホームルームや健康観察・諸連絡の実施ができるような環境を整備していく。
④ 小・中学校では、臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、教員の負担に配慮しながら、丁寧に授業を行っていくことが必要。	④ 市町立小・中学校において感染症対策を講じながら児童生徒の学びを確保するために必要な人的体制の整備(教員の追加配置、学習支援員及びスクールサポートスタッフを追加配置する市町への支援)を行った。

66

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
⑤ 長期の臨時休業による生活リズムの乱れや心理的ストレス、感染への怖れによる登校不安など、生徒の生活面・心理面のケア。	⑤ 学校においては、担任をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが生徒の様子を注意深く観察しながら、気にかかる生徒には声掛けや面談の設定をする等、生徒の心に寄り添いながらケアするように努めるとともに、教育センターにおいても、児童生徒・保護者・教員等の相談窓口を設けており、引き続き相談受付を行っていく。
⑥ 感染拡大防止の観点から、インターハイや全国高等学校野球選手権大会などが中止となり、生徒たちが日ごろの練習の成果を発揮するための機会が失われた。	⑥ インターハイ等代替地方大会開催支援事業を実施し、運動部活動全国大会の代替地方大会の開催に要する経費を支援する。
⑦ 急な臨時休業に伴う学校給食用の食材の廃棄や、給食関連業者の事業への影響を考慮する必要がある。	⑦ 学校給食の安定的な供給体制を維持するため、臨時休業の影響を受けた県立学校の学校給食加工業者への支援を検討する。

出席停止、臨時休業等の基準について



⑤学校等における対応【保育所・放課後児童クラブ・幼稚園】

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	<ul style="list-style-type: none"> ・3月の臨時休業時から4月13日までは、保育所は国の要請に沿って、放課後児童クラブは、長期休暇に準じて開所 ・家庭での保育が可能な場合には、登園を控えるよう市町や市町教育委員会等から保護者に要請するとともに、要請を受けて登園を自粛した保護者は、小学校休業対応助成金、小学校休業等対応支援金の利用が可能であることについて周知を依頼(4/13) ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(4/15以降、随時)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町を通じて、コロナ感染防止のために保育施設等の利用を控えた場合の休業補償制度及び労働相談窓口の周知や、職員が休みを取りやすい体制づくりへの配慮を依頼(4/20,5/5,5/15) ・家庭での保育が可能な場合には、登園を控えるよう市町や市町教育委員会等から保護者に要請することを依頼(4/20,5/5) ・感染防止に向けた取組み及び感染者等が発生した場合の対応についてリーフレットで周知(4/22) ・保育所について、医療従事者や一人親家庭等の幼児・児童の保育を確保しつつ、保育の提供の縮小又は臨時休業の検討を市町に要請(4/25～5/6)。 ・要保護児童対策地域協議会における子どもの見守り支援や保護者への相談支援(～4/26) ・要保護児童対策地域協議会における子どもの見守り支援や保護者への相談支援を強化(4/27～)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用自粛の依頼を継続
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用自粛の依頼を継続
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用自粛の依頼を継続(5/31まで) ・保育所向けの感染予防のリーフレットを作成し、県内の全保育所等に送付し、職員や保護者等に周知
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベルが引き上げられたことから、より慎重で徹底した感染防止対策に取り組むよう依頼 ・子どもを預ける保護者に、感染症に関する子育ての不安の相談窓口として、子ども女性相談センターの「子ども家庭電話相談」を市町を通じて周知(7/31)

69

【実績】

登園を控えて頂くお願いに対して、右記のとおり、多くの保護者にご協力をいただいた。

自粛率	保育所	放課後児童クラブ
4/15	約4割	約3割
4/23	約7割	6割超
5/20	約5割	約6割

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 当初、学校の休業が急に決定されたことから、放課後児童クラブを午前中から開所するための人員及び場所の確保に追われた。	① 小学校を休業し、放課後児童クラブを午前中より開所する場合は、学校において、人や場所の確保について、十分配慮していただけるよう、県及び県教委から依頼を行った。
② 保育所や放課後児童クラブについては、休業協力要請の対象外ではあるが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請されたことから、保育士や職員等の中には、開所を継続することによる感染不安や保護者からの問合せの増加などにより、心理的不安や悩みを感じた者がいた。	② 市町が実施する、職員が感染対策について相談できる窓口設置の取組みの支援など、保育士や職員等の心理的不安や悩みに寄り添った取組みを行っていくことで、職員の離職防止につなげていく。
③ 現場において、どのように3密を避け、感染防止策を徹底すべきかについての判断が難しかった。	③ 保育所でのクラスター発生を受け、保育所向けの感染予防のリーフレットを作成し、県内の全保育所等に送付し、職員や保護者等に周知した。

70

⑥福祉施設における対応【高齢者施設、障害者施設等】

○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前 (~4/16)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症発生に伴う福祉施設における感染予防対策を周知(2/18等) ・優先順位の整理等感染拡大時における業務継続に向けた準備を要請(2/28) ・高齢者入所施設に対して、新型コロナウイルス感染症にかかるチェックシートを作成し、周知(3/12) ・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を整理し周知(3/13) ・市町等に対し放課後等デイサービス、児童発達支援の利用を控えるよう保護者に要請することを依頼(4/13等) ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(4/15)
i) 感染拡大防止集中対策期 (4/17~5/6)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染発生時における施設が対応すべき事項を整理しリーフレットで周知 ・施設職員が自ら行動記録を作成するよう協力依頼(4/21等) ・障害福祉サービス等事業所における感染防止に向けた取組み及び感染者等が発生した場合の対応についてリーフレットで周知(4/22等) ・感染発生時、施設から関係機関へ迅速な報告が必要な事項を報告書様式に整理し周知(5/1等)
ii) 感染拡大防止対策期 (5/7~5/14)	<ul style="list-style-type: none"> ・家で過ごす高齢者が健康を保つためのポイントを紹介するポスターやリーフレットを作成・配布するとともにホームページに掲載(5/7~)
iii) 感染警戒期 (5/15~5/25)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(5/18)
iv) 感染予防対策期 (5/26~7/17)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(5/28) ・新型コロナウイルス感染症発生に伴い職員が不足する福祉施設に対し県から代替職員を派遣するスキームの構築(6/9~6/30)
v) 感染警戒期 (7/18~7/31)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染警戒期の対策について、事業所の職員への周知及び感染防止対策の取組み徹底について協力依頼(7/17) ・高齢者施設の施設間応援に係る派遣調整業務等を県社会福祉協議会に委託(7/29)

71

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 福祉施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、職員が濃厚接触者等として自宅待機となるなど施設において大幅な人材不足となる可能性がある。	① 関係団体と連携して、応援職員を相互に派遣する体制の構築を進める。
② 感染症に係る専門的知識を踏まえた施設運営・マネジメントを行う必要がある。	② 感染症対応力強化を目的とする管理者向け、現場職員向けの研修会を開催する。

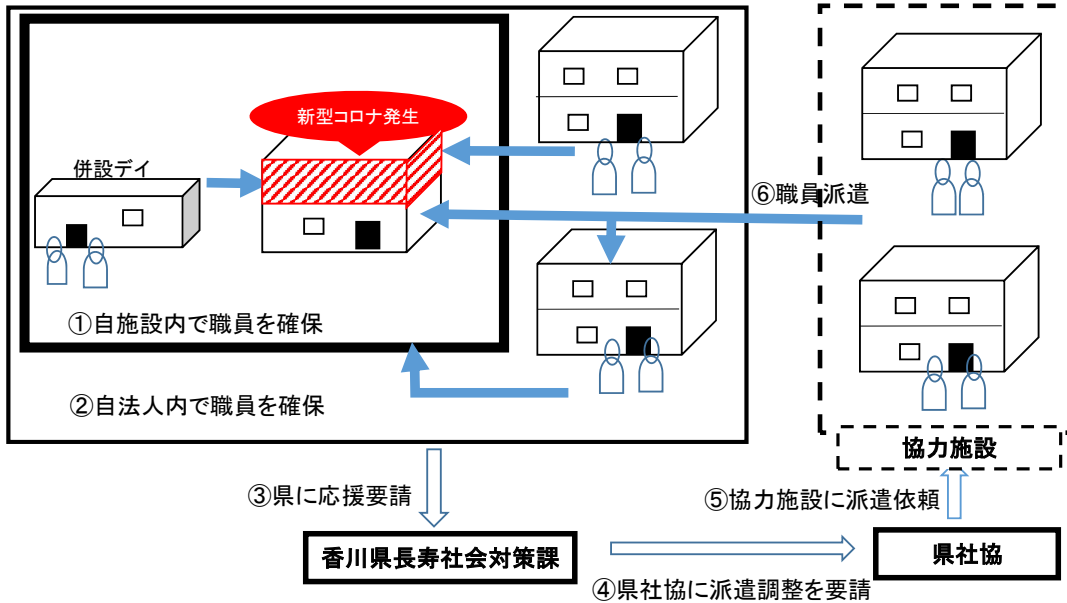
72

新型コロナウイルス高齢者施設相互応援ネットワーク

【概要】

- 入所施設で感染者が発生した場合は、まずは同一施設、次に同一法人内の職員で対応する。
- それでも不足する場合に、県に応援要請をし、県社協が登録された協力施設から応援職員を派遣する。

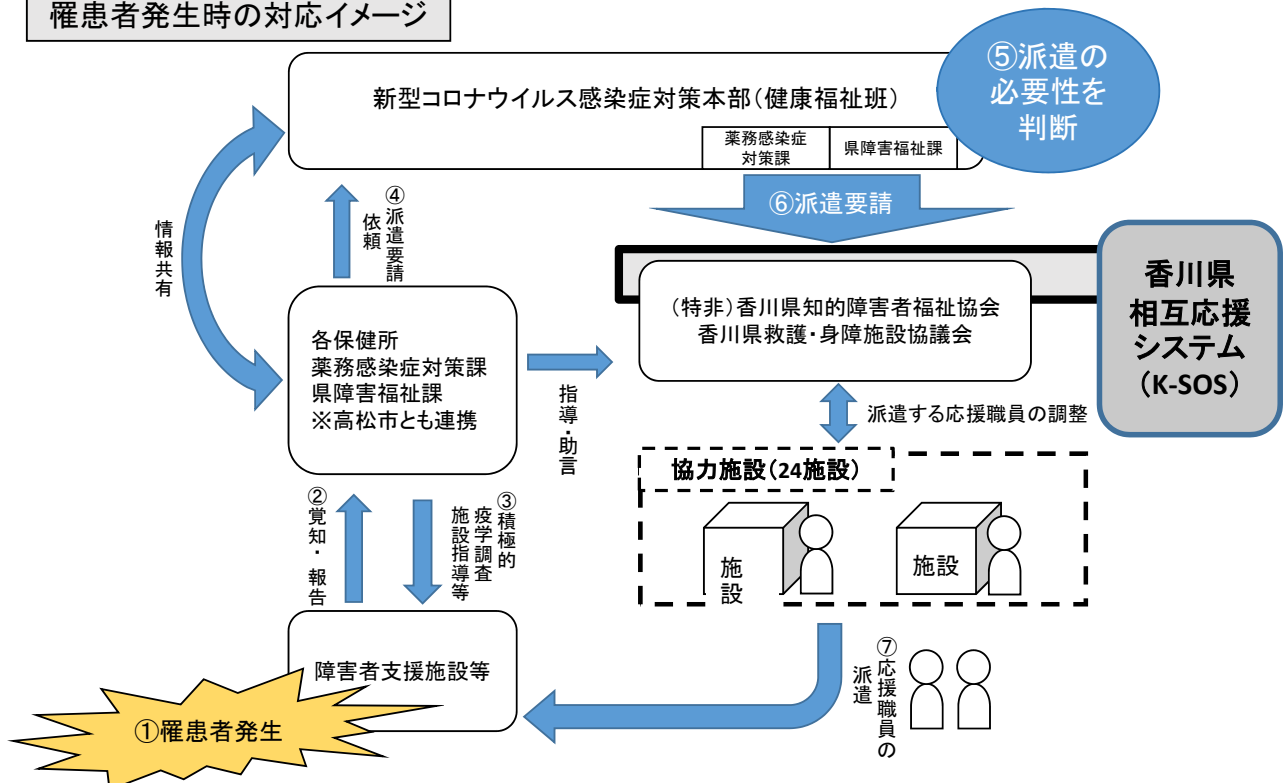
※事業所の職員派遣に係る費用(人件費、危険手当、旅費、宿泊費)は、サービス継続支援事業を活用



(8月18日～登録開始) 73

香川県相互応援システム(K-SOS)のイメージ

罹患者発生時の対応イメージ



(8月18日 協定締結)

(参考)緊急事態措置等の検証を踏まえた
香川県対処方針の見直し
(R2. 8. 21)

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

		(1)感染予防対策期	(2)準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大防止対策期	(5)感染拡大防止策中対策期	(6)緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行 基準	①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	-	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者の割合	-	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	-	-	-	-	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	④病床のひっ迫具合(病床全体)	-	-	-	-	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	〃(うち重症者用病床)	-	-	-	-	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※)	-	-	-	-	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
⑥直近1週間のPCR陽性率	-	-	-	-	10%以上	10%以上	
解除の判断基準		-	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>							

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

	(1)感染予防対策期	(2)準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大防止対策期	(5)感染拡大防止集中対策期	(6)緊急事態対策期	
県内の感染状況	感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)	
共通事項(※1)	3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール・積極的活用						
対 応 方 針	県民への要請等	① の 対 策 の 徹 底	【法 24⑤による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の県外への移動は慎重に検討	【法 24⑤による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法 24⑤による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討	【法 24⑤又は法 45④による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討	
	事業者への要請等		【法 24⑤による要請】 ・(1) の対策の強力な推進	【法 24⑤による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑤による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑤又は法 45④による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討	
	イベント等の開催(※3)		【法に基づかない協力依頼】 ・催物(イベント等)の開催に当たっては留意事項や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に差づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催	【法 24⑤による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑤による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑤による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・全国的かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法 24⑤又は法 45④による要請】 ・原則中止・延期の要請を検討
	県有施設等における対応		・適切な感染防止対策を講じた上で閉館	・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、 ・多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討	・全ての施設の休館を検討
<p>○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定</p> <p>※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用</p> <p>※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対応方針等を考慮して判断</p> <p>※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断</p>							

4. その他

79

①情報発信

○実施してきた対応策等

- ・新型コロナウイルス感染症に関するホームページを開設
 - 県HPのトップにバナーを設置し、県民や事業者に対する支援制度等、必要な情報をまとめて紹介
 - 県HPで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供
- ・知事記者会見等の開催
 - 知事の背景にバックシートを掲示し、感染拡大防止を呼び掛け(3/23～)、手話通訳を導入(4/13～)
 - 臨時記者会見の様態を動画で配信(4/14～)、インターネット上でのライブ配信(5/5～)
- ・県民向け広報、地元紙への情報の掲載
 - 県広報誌(5～7月号で新型コロナウイルス対策を特集)、県政テレビ、ラジオ、SNS、メールマガジン、地元紙への広告掲載などによって広く県民向けに情報発信
 - 岡山県・香川県・テレビ7局緊急共同キャンペーン(4/28～5/31)など
- ・LINE公式アカウント「香川県一新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設し、運用(3/27～)
- ・特別定額給付金を装った詐欺、新型コロナウイルス感染症に乗じた消費者トラブルや犯罪被害に関する注意喚起
- ・新型コロナウイルス罹患者や医療従事者等への差別に対する啓発キャンペーン「STOP! コロナ差別-差別をなくし正しい理解を-」や「NO コロナハラスメント～正しい情報をもとに冷静な行動を～」を実施

80

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<p>① 新型コロナウイルス感染症にかかる情報発信については、発信する情報の緊急性や、発信する相手方等に応じて、ホームページやSNS、県広報誌、新聞広告、折込みチラシ、テレビやラジオのCMなど、さまざまな手法を用いて行ってきた。</p> <p>② 概ね迅速かつ丁寧な情報発信に努めてきたが、感染対策期に応じた施策を講じる際に、公表から実施まで間がないものがあり、周知に十分な時間がとれないことがあった。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別にかかる懸念があった。</p> <p>④ ホームページに掲載すべき新型コロナウイルス感染症にかかる情報が多くなったことから、県民が利用しやすいHPとする必要がある。</p>	<p>① 引き続き、タイムリーな広報や情報発信に努めていくとともに、メディアの特徴に応じたターゲット設定を行い、発信する情報に合った手法を用いた広報を行っていく。特に、ホームページやSNSでは、迅速な情報発信が可能なことから、これらを周知することにより、県民がより早く正確な情報を得ることができるようにしていく。</p> <p>② 必要なときに、迅速に情報が発信できるよう、各フェーズを想定した番組の事前収録や各種PR動画の作成、チラシ挟み込みなどの体制確保を行っておく。</p> <p>③ 啓発キャンペーンを実施し、動画やポスターの掲示などを通じて、医療従事者等への感謝の気持ち、感染症や医療従事者等への差別や偏見・誹謗中傷を行わないこと、正しい情報をもとに冷静な行動をとることを訴えている。</p> <p>④ スマートフォンを意識したページの作成など、利用者の利便性の向上を意識したサイトづくりをしていく。また、研修の実施により、ホームページ制作に関する職員のスキル向上を図っていく。</p>

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<p>⑤ 多言語による情報の提供を行っていたが、当該サービスの周知が不十分であったため、在住外国人の方に、必要な情報が十分に届いていないという声をいただいた。</p> <p>⑥ 知事記者会見では、聴覚障害をお持ちの方を含め、より多くの県民の方にいち早く情報を提供していく必要がある。</p>	<p>⑤ 在住外国人の方にも、情報を適切に届けられるよう、アイパル香川などの在住外国人支援拠点を活用してホームページの認知度向上を図っていく。</p> <p>⑥ 引き続き、手話通訳の同席や会見の様態を動画配信するなど、分かりやすい情報発信に努める。</p>

②市町との連携・情報共有

○実施してきた対応策等及び今後の方向性

新型コロナウイルス感染症に対応するためには、県・市町・関係者間の連携・情報共有が重要であることから、県では、これまでも、県の事業や国の通知等の情報提供を行うほか、マニュアルの作成や、市町における新型コロナウイルス感染症対策の調査の実施、市町と協力して実施する事業の連携・調整、市町と市町以外の関係者との協議の調整などを実施してきており、今後も、継続して連携・情報共有を行っていく。

【主な連携・情報共有の例】

- 知事と市町長との連携・情報共有について：感染者が発生した市町との情報共有、知事と県内市町長とのWeb会議の開催(4/23、7/29)、知事が県内市町長を個別に訪問し、意見交換(6/5～6/19)、地方財政措置等について、県と市町が共同で国に要望(要望書のとりまとめ：7/29)
- 避難所運営について：自宅療養者や濃厚接触者など特に配慮が必要な方の避難について、保健所と市町の対応要領等を確認するなどの連携、避難所における感染症対策に必要な物資等の確保
- 廃棄物処理について：新型コロナウイルスを想定した廃棄物処理事業継続計画(BCP)の策定の促進
- 福祉施設への対応について：感染疑い事例発生時における県・市町・保健所間の円滑な情報共有、福祉施設における感染症対策に必要な物資等の確保
- 火葬場の運営について：火葬場を設置する市町・広域組合と、医療機関・葬祭業者団体との情報共有を図り、対応手順等の共有、市町間の連携・情報共有
- 母子保健について：乳児健診や産婦健診について、各市町・県医師会・国保連合会等と調整・情報共有、里帰り出産の方の相談窓口について産婦人科医会・助産師会と調整を行い市町に周知、不安を抱える妊婦等のため産婦人科医会・各保険事務所、各市町と調整
- 要保護児童等(特定妊婦を含む)の見守りについて：市町の要保護児童対策地域協議会が中心となり見守りを行う体制の強化、児童相談所から要保護児童対策地域協議会の参画期間に対する助言・指導

83

③県職員に係る感染予防対策

○実施してきた対応策等

県庁職員については、香川県緊急事態宣言や県新型コロナウイルス感染症対策本部における県民に対するお願いや国の基本的対処方針などを踏まえて、外出の自粛や感染予防対策を実施してきた。

【主な対応策】

- ・時差出勤(2/27～)
- ・健康状態によりり患した場合の影響が大きい職員の在宅勤務の募集(2/27～)
- ・感染拡大地域から帰県後14日間は新規採用職員は在宅勤務、異動職員は自宅待機や対人接触の回避(4/1～)
- ・東京事務所・大阪事務所において、在宅勤務の実施(4/9～6/5(大阪)、6/12(東京))
- ・県警職員の在宅勤務・サテライトオフィス勤務の導入(4/15～)
- ・県立学校教員の在宅勤務の実施(4/17～)
- ・本庁における執務スペースの分散化(4/20～)
- ・休憩時間の弾力的運用(4/21～)
- ・臨時サテライトオフィスの設置(4/23～)
- ・職員健康管理センター(中央病院)の設置など、職員の健康管理・メンタルヘルスサポートを充実(4/24～)
- ・県立病院職員等の宿泊施設の確保(4/29～)
- ・全職員を対象としたテレワーク用パソコンの短期貸与の開始(5/11～)

○課題と今後の方向性

- ・引き続き、香川県対処方針に基づき、対策期ごとの対応方針に沿った感染予防対策等を実施していく。
- ・在宅勤務は、利用可能なパソコンの台数が限られおり利用が限定的となったが、今年度、モバイル型パソコンへの更新を予定しており、この活用を図っていく。

84

④県庁職員の人員体制(兼務発令・動員)

○実施してきた対応等

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大の防止と、経済活動の維持回復の両面にわたり、全庁挙げて取り組み、必要な人員の配置について、その時々状況に応じて臨機応変に対応してきた。これまでの兼務発令による増員 28名、動員 696名(令和2年8月26日時点)

【主な対応策】(部内限りで行われた動員を除く。)

- ・新型コロナウイルス対策本部の人員体制の強化(4/14～8/5兼務発令)
- ・環境保健研究センターにおけるPCR検査受付・実施体制等の強化(4/14～6/23兼務発令)
- ・軽症者等宿泊療養施設の運営等業務に係る動員(4/22～)
- ・感染拡大防止協力金の申請受付等業務に係る動員(4/23～6/12)
- ・新型コロナウイルス健康相談コールセンター事業に係る動員(5/18～5/31)
- ・持続化応援給付金事業の実施に係る人員体制の強化及び動員(5/21～兼務発令。6/2～8/24動員)
- ・たすけあいマスクバンク事業の実施に係る動員(5/25～7/10)
- ・家賃応援給付金事業の実施に係る人員体制の強化(6/23～兼務発令。7/30～動員)
- ・前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金の実施に係る動員(7/1～)
- ・薬務感染症対策課の業務執行体制の強化(8/3～。兼務発令)

○課題と今後の方向性

- ・引き続き、限られた人員の中、兼務発令や動員により、柔軟かつ機動的な人員配置を行う。
- ・兼務発令や動員が有効に機能するよう、危機発生時の通常業務を超えた対応について、職員個人はもとより各職場における意識の醸成に努める。

5. 今後の方向性

87

本県においては、3月17日に初めての患者が発生して以降、順次、人員の増強、PCR検査機器の整備、PCR検査センターの設置などの検査体制の拡充や、受入れ病床の拡充、宿泊療養施設の確保などの医療提供体制の拡充を進めてきた。

また、国の「緊急事態宣言」等を受けて、緊急事態措置等を講じ、感染拡大防止に努めてきた。

県民・事業者の皆様のご協力のもとより、これらの対応により、県内では、4月21日から7月9日まで80日間感染者が発生せず、保育所で発生したクラスターについても、短期間で封じ込めを行うことができた。

一方、この間の対応については、未知のウイルスによる感染拡大という危機に対し、日々変わりゆく状況への即応が求められたことから、外出自粛や休業要請等による県民生活や県内経済への多大な影響の発生といった課題も生じたところである。

また、一時減少傾向にあった全国の感染者数は6月末以降増加に転じており、本県においても、7月中旬に新たに18件の感染者が発生し、8月以降も感染者が発生している。

検査体制や医療提供体制については、これまで県内の感染状況等に応じて拡充を進めてきたが、7月末に、新たな流行シナリオに基づき、重点医療機関や協力医療機関を指定するなどの医療提供体制の整備や、新たな患者推計を踏まえた検査体制の拡充を行ったことから、今後の感染拡大に備えた体制が一定程度、整備されたと考えており、今後も引き続き体制を維持していくことが重要である。

また、緊急事態措置等について、今後は、県民生活や県内経済への影響を最小限にとどめながら、感染拡大を防止することが必要であるため、「香川県対処方針」と「対策期移行時の考え方」を見直し、例えば、休業要請等についても、感染拡大を効果的に防止するための対象に絞って実施するなどとしたところである。

足下では、感染者の発生が続いているが、今後は、新しい生活様式に基づく感染拡大防止策の徹底についてより一層の周知を図っていくことはもとより、見直した対策期の移行基準に基づく指標のモニタリングを継続し、県民の皆様へ正しい情報を迅速にお届けすることや、感染が拡大する際には、モニタリングの結果を踏まえ、県民の皆様への要請等を適切なタイミングで実施していくことが必要である。

その際、市町をはじめとする関係機関と連携しながら必要な対策を講じることで、本県の経済の回復と感染拡大の防止の両立を図っていくことが重要である。

また、本WTでは、必要に応じ、今回の検証を踏まえ、香川県新型インフルエンザ等行動計画や対応マニュアル等の見直しを引き続き検討してまいりたい。

88